

【資料 1】

「中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」

「東毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」

## 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月 9日

一部改正平成22年11月10日

一部改正平成 年 月 日

### （目的）

第1条 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

### （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

### （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
  - ①群馬県知事又はその指名する者
  - ②群馬県前橋市長又はその指名する者
  - ③群馬県高崎市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
  - ①群馬県ハイヤー協会会長
  - ~~②群馬県ハイヤー協会副会長~~
  - ~~③群馬県ハイヤー協会中毛支部長~~
  - ②群馬県ハイヤー協会前橋地区会長
  - ③群馬県ハイヤー協会伊勢崎地区会長
  - ④群馬県ハイヤー協会西毛支部長
  - ⑤群馬県個人タクシー協会会長
- (4) 労働組合等
  - ①全自交群馬地方連合会 執行委員長
  - ②全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長
- (5) 地域住民の代表
  - ①坂本棟男 (前橋市在住：食とみどり、水を守る群馬県民会議)
  - ②清野紀美子 (高崎市在住：生活協同組合コープぐんま)
- (6) 学識経験者
  - ①大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
  - ①東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者
  - ②上信電鉄株式会社社長又はその指名する者
  - ③社団法人群馬県バス協会会長又はその指名する者
- (8) その他協議会が必要と認める者
  - ①群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
  - ②群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表をする。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 6 座長は、協議会の協議の場を総括する。
- 7 座長に事故等がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計14個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 関東運輸局長が合意していること。
    - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
  - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
    - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
    - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
    - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
  - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとす

る。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 東毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

制定平成21年11月9日

### (目的)

第1条 東毛交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東毛交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

### (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
  - ①群馬県知事又はその指名する者
  - ②群馬県太田市長又はその指名する者
  - ③群馬県桐生市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
  - ①群馬県ハイヤー協会会長
  - ②群馬県ハイヤー協会館林地区会長
  - ③群馬県ハイヤー協会太田地区会長
  - ④群馬県ハイヤー協会桐生地区会長
- (4) 労働組合等
  - ①全自交群馬地方連合会 執行委員長
  - ②全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長
- (5) 地域住民の代表
  - ①笠原 進一（太田市在住：食とみどり・水を守る太田市民会議）
  - ②上野 ひさ（桐生市在住：群馬県退職女性教職員の会）
- (6) 学識経験者
  - ①大島登志彦（高崎経済大学経済学部教授）
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
  - ①東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者
  - ②東武鉄道株式会社経営企画部課長又はその指名する者
  - ③社団法人群馬県バス協会会長又はその指名する者
- (8) その他協議会が必要と認める者
  - ①群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
  - ②群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表をする。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の協議の場を総括する。
- 7 座長に事故等がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計14個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 関東運輸局長が合意していること。
    - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
  - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
    - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
    - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
    - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
  - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。



(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。



【資料2】

第6回 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会  
東 毛交通圏タクシー特定地域協議会

東日本大震災によるタクシー事業への影響について

平成23年7月22日

群馬県ハイヤー協会

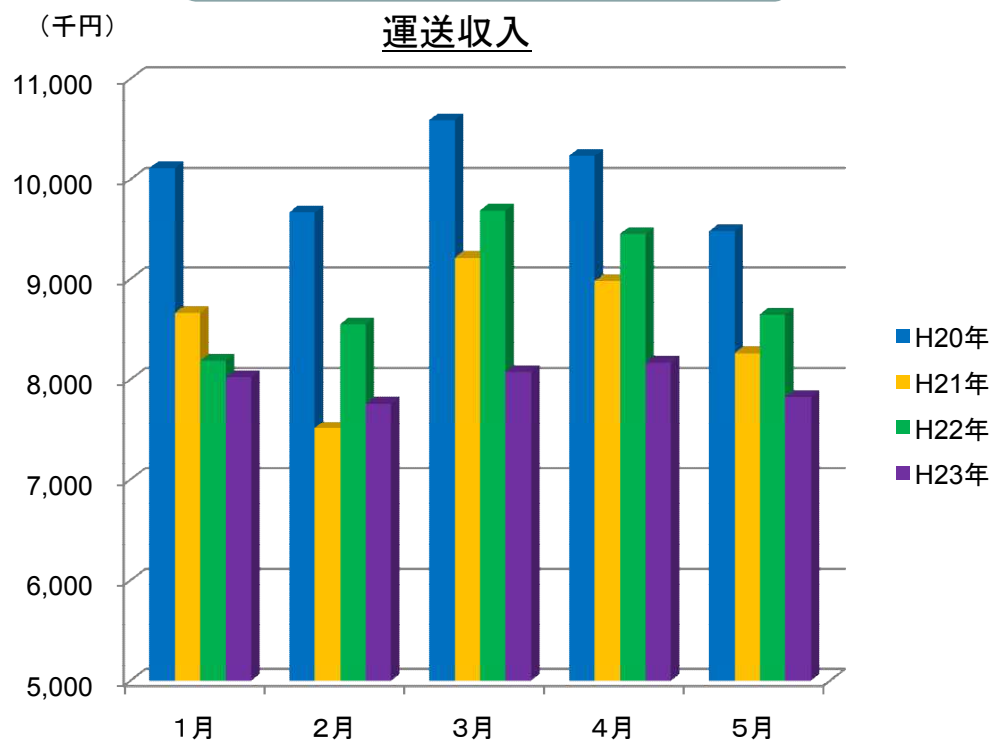
<http://www.gunmaken-taxi.com/>

# 東日本大震災によるタクシー事業への影響例

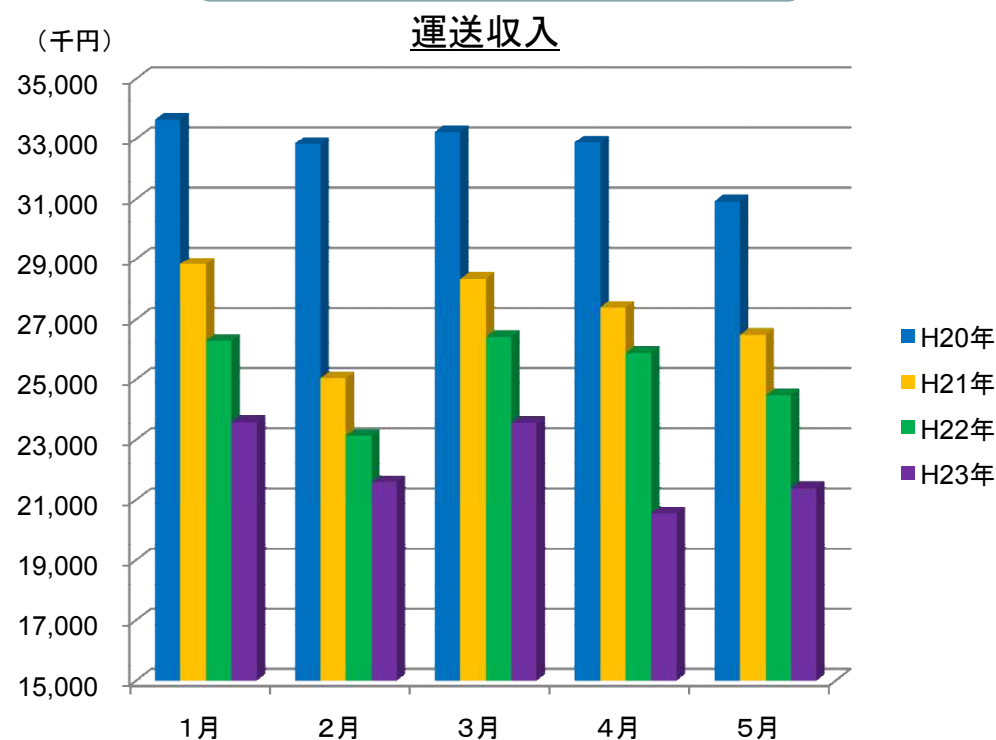
## 主な影響

- ・震災直後の停電により、営業所によっては無線・電話が繋がらなくなり、運送の申込みの対応が困難。その後の計画停電の実施により同様の事態が発生。
- ・燃料不足により、運転者の通勤に支障をきたし、通勤出来ない運転者が発生。
- ・計画停電の影響により電車が運休し、駅からの利用者が減ったことでタクシー需要が減少。
- ・県民の自粛傾向が高まり、夜のタクシー需要が大幅に減少。

## 中・西毛交通圏 A社



## 東毛交通圏 B社



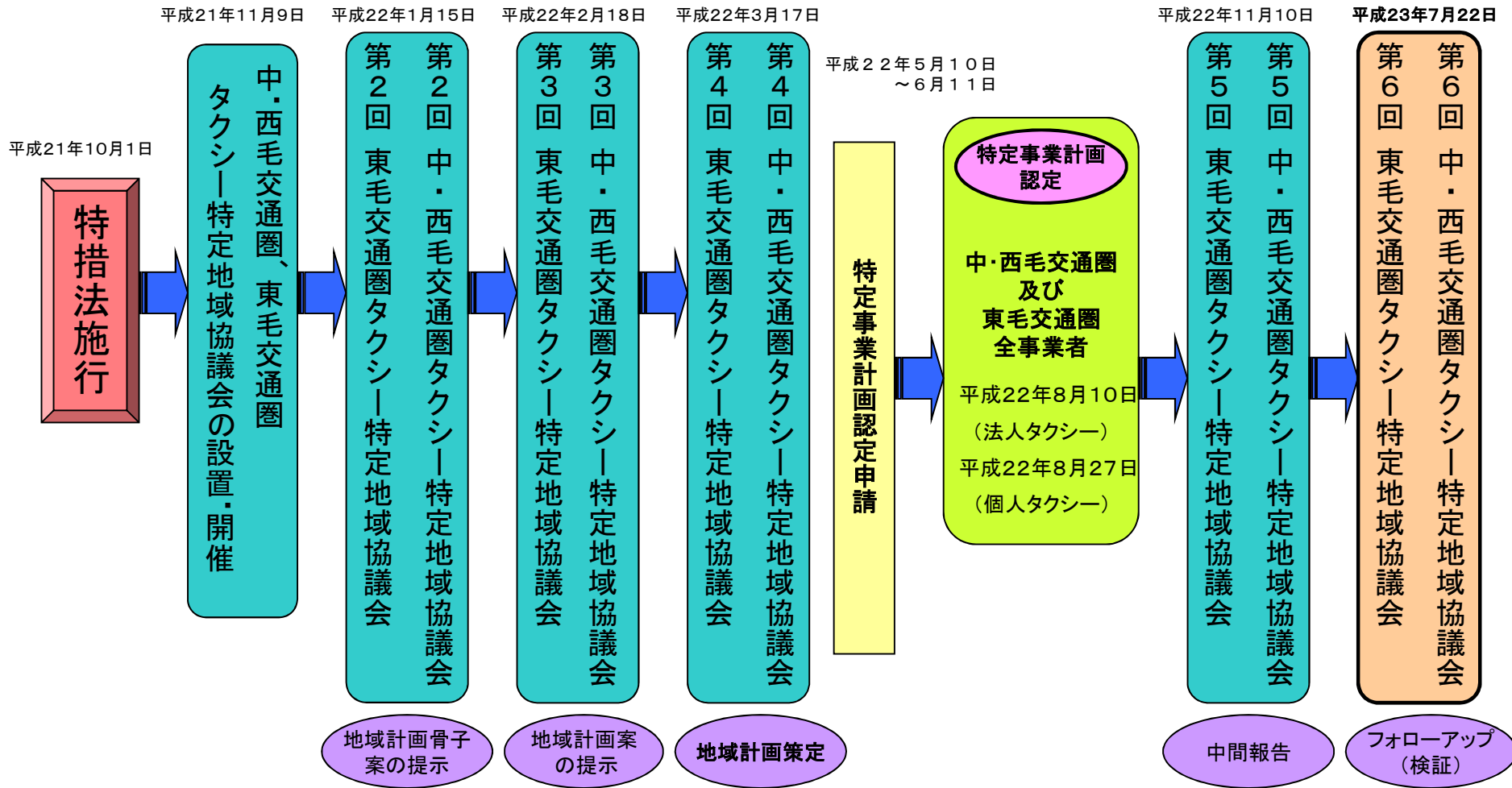
第6回 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会  
東 毛交通圏タクシー特定地域協議会

# 特定地域におけるタクシーの車両数等について

平成23年7月22日

関東運輸局 群馬運輸支局

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する  
特別措置法施行後の経緯について（中・西毛交通圏及び東毛交通圏）



# 特措法施行後のタクシー業界について

## 【中・西毛交通圏】

基準日:H21.7.16

事業者数: 49者 車両数: 1,243両

### 【申請(合併)】

○被合併法人: 日本中央交通株式会社  
合併法人 : 日本中央観光有限会社  
(認可日:H22.8.4)

○被合併法人: 上信ハイヤー株式会社  
合併法人 : 群馬タクシー株式会社  
(認可日:H22.12.16)

### 【届出(減車等)】

減 車 19者 61両  
事業廃止 2者 31両  
事業再構築(休車) 1者 1両  
事業再構築(減車) 2者 3両

H23.6.30現在

事業者数: 45者 車両数: 1,147両

(基準日からの減車率: 7.7%)

	実働率90%	実働率80%	H13年度実働率 (73%)
適正車両数	800	900	1,000
H23年6月末現在の 車両数との差	347	247	147

## 【東毛交通圏】

基準日:H20.7.10

事業者数: 16者 車両数: 428両

### 【申請(譲渡譲受)】

○譲受人: つつじ観光バス株式会社  
譲渡人: 有限会社多々良タクシー  
(認可日:H22.12.24)

### 【届出(減車・廃止)】

減 車 12者 44両  
事業廃止 1者 5両  
事業再構築(減車) 2者 5両

H23.6.30現在

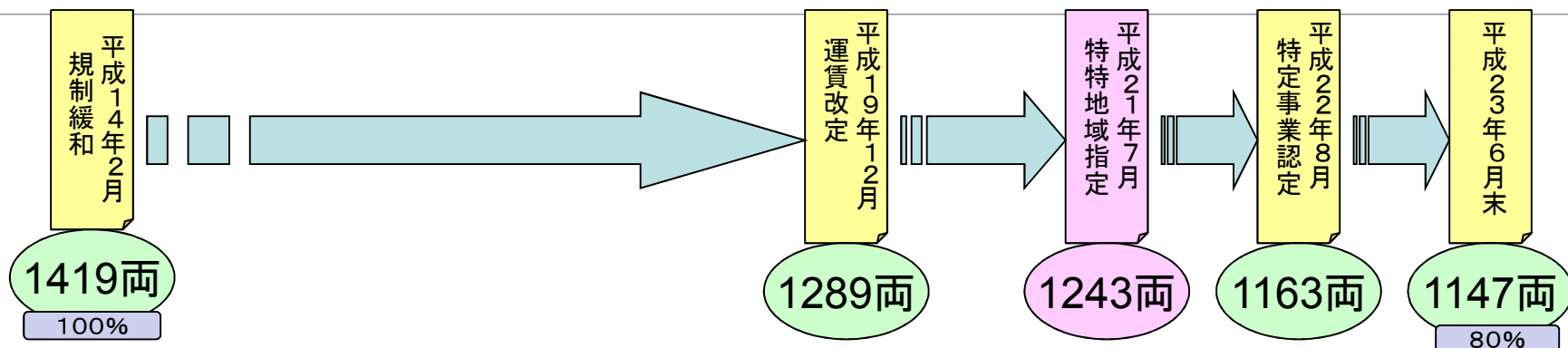
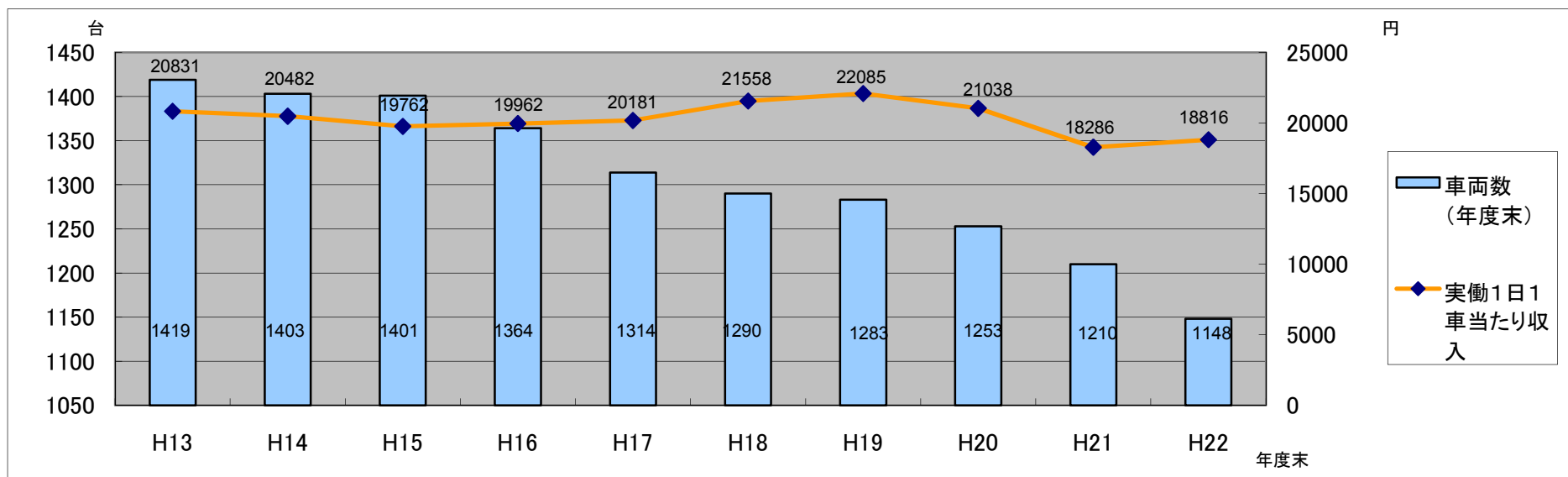
事業者数: 14者 車両数: 374両

(基準日からの減車率: 12.6%)

	実働率90%	実働率80%	H13年度実働率 (76%)
適正車両数	300	350	350
H23年6月末現在の 車両数との差	74	24	24

# 中・西毛交通圏における規制緩和後の車両数等について

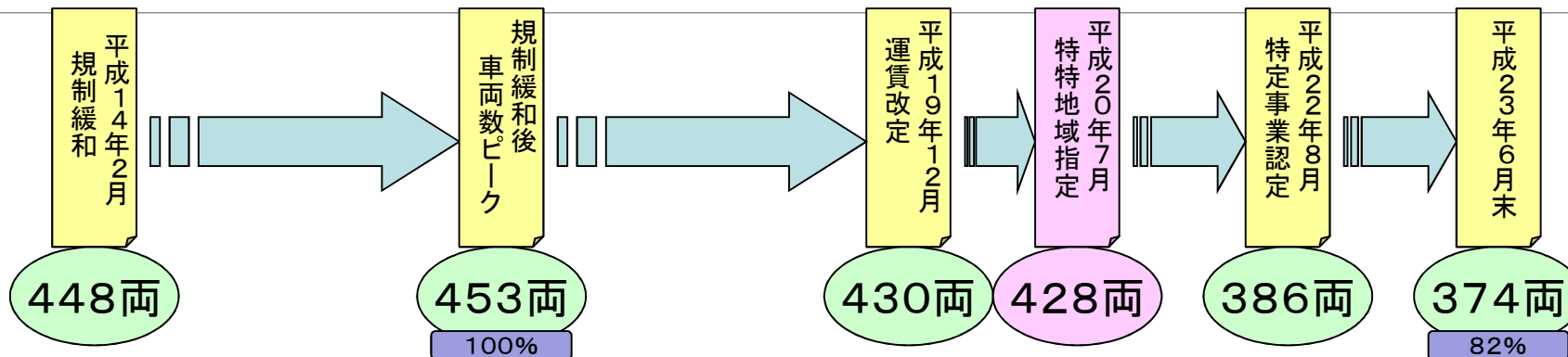
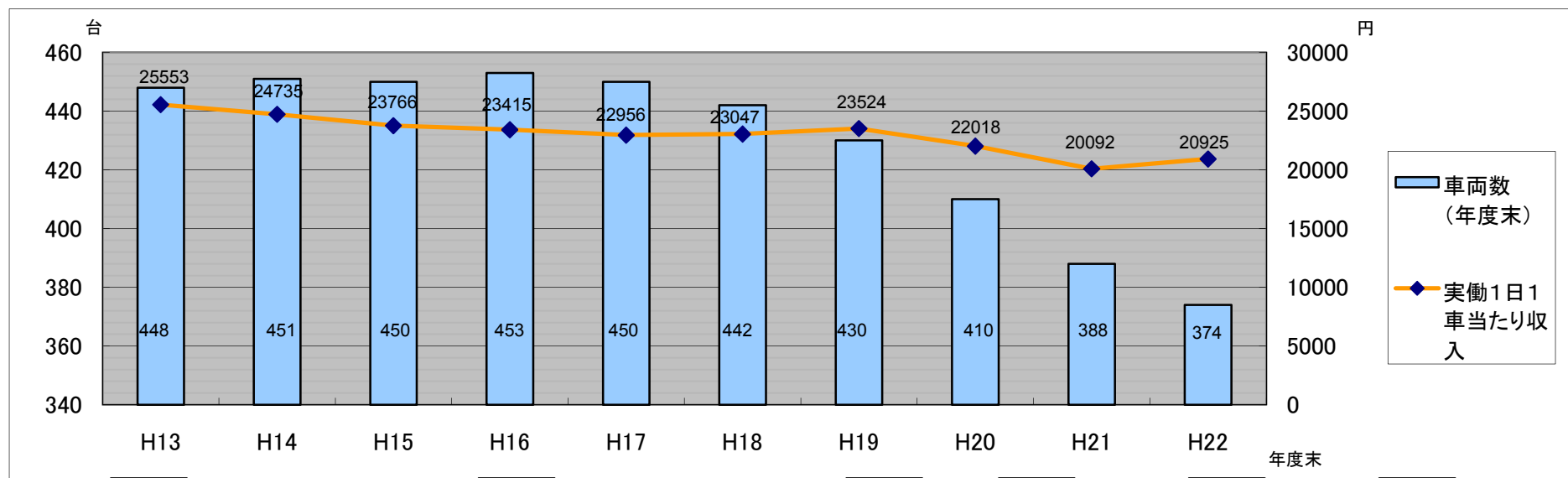
- 規制緩和後の車両数は、既存事業者の撤退及び減車が行われたため、減少傾向。
- 平成23年6月末現在の車両数は、規制緩和後の平成13年度末のピーク時車両数と比べると約20%  
平成21年7月の特特地域指定日からは約8%減少。
- 実働1日1車当たり収入は、規制緩和後、減少傾向にあり、平成17年度から19年度の間は若干持ち直したが、その後は、再び減少傾向であったが、平成22年度は若干上昇傾向。





# 東毛交通圏における規制緩和後の車両数等について

- 規制緩和後の車両数は、新規参入及び当該事業者の増車等と、既存事業者の撤退及び減車が同程度行われたため、数年にわたり横並びで推移。
- 平成23年6月末現在の車両数は、規制緩和後の平成16年のピーク時車両数と比べると約18%、平成20年7月の特特地域指定日からは約13%減少。
- 実働1日1車当たり収入は、規制緩和後、一貫して減少傾向にあったが、平成22年度は若干上昇。

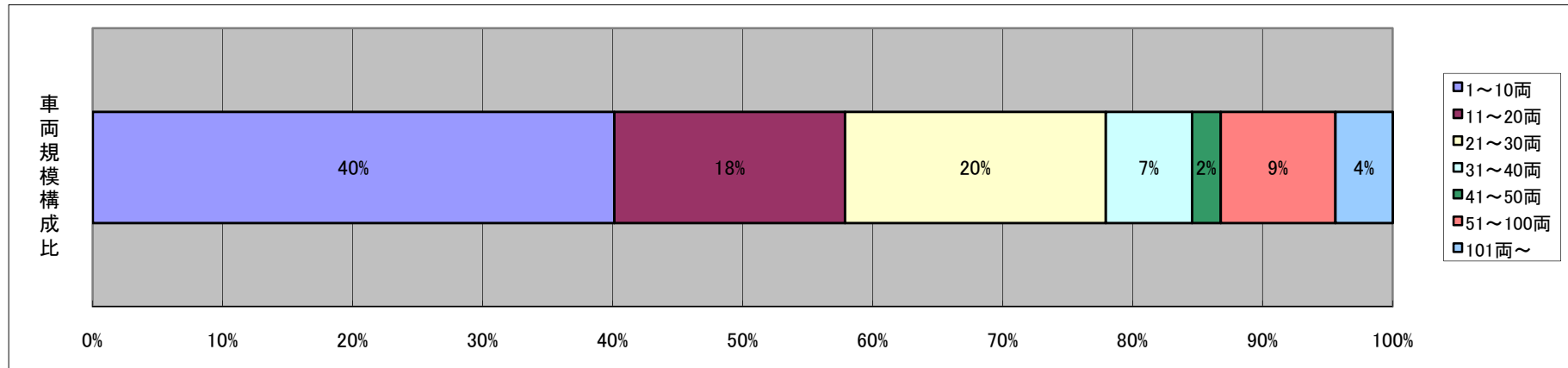


# 特定地域における事業規模について(車両数)

H23. 6月末現在

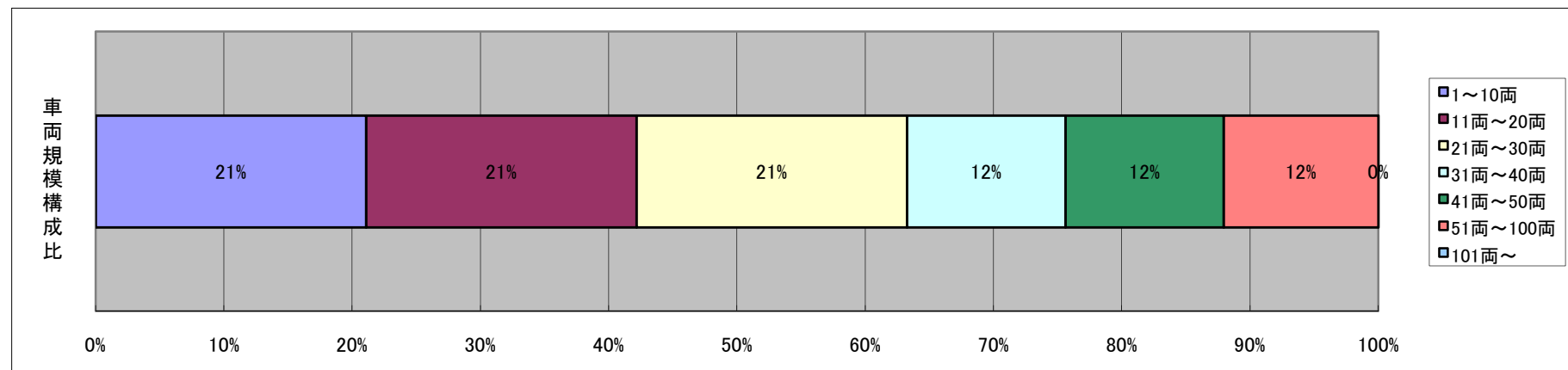
## 中・西毛交通圏(45事業者)

1～10両	11両～20両	21両～30両	31両～40両	41両～50両	51両～100両	101両～
18者	8者	9者	3者	1者	4者	2者
40%	18%	20%	7%	2%	9%	4%



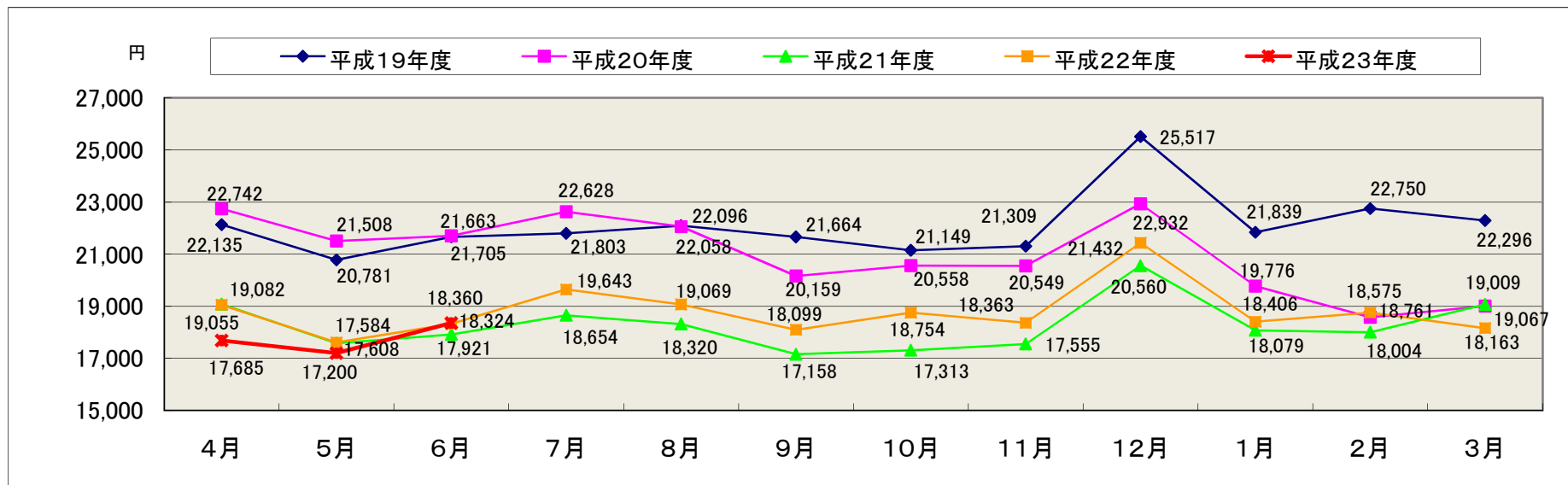
## 東毛交通圏(14事業者)

1～10両	11両～20両	21両～30両	31両～40両	41両～50両	51両～100両	101両～
3者	3者	3者	2者	2者	2者	0者
21%	21%	21%	12%	12%	12%	0%

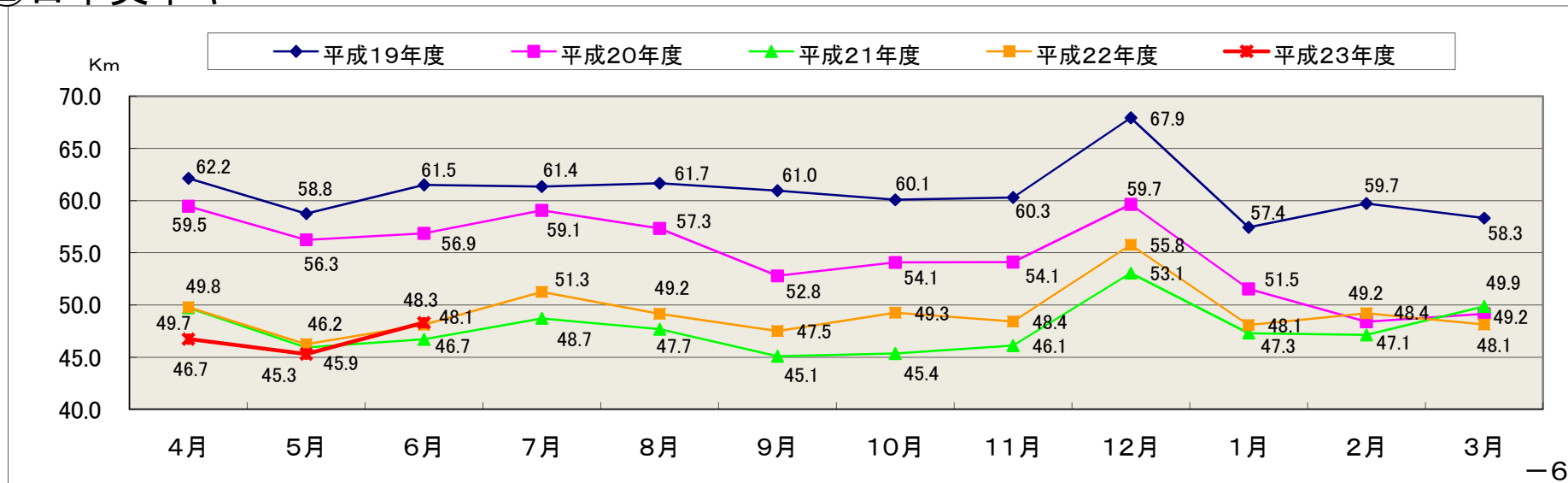


# 中・西毛交通圏の実績の推移について(1/2)

## ①日車營收

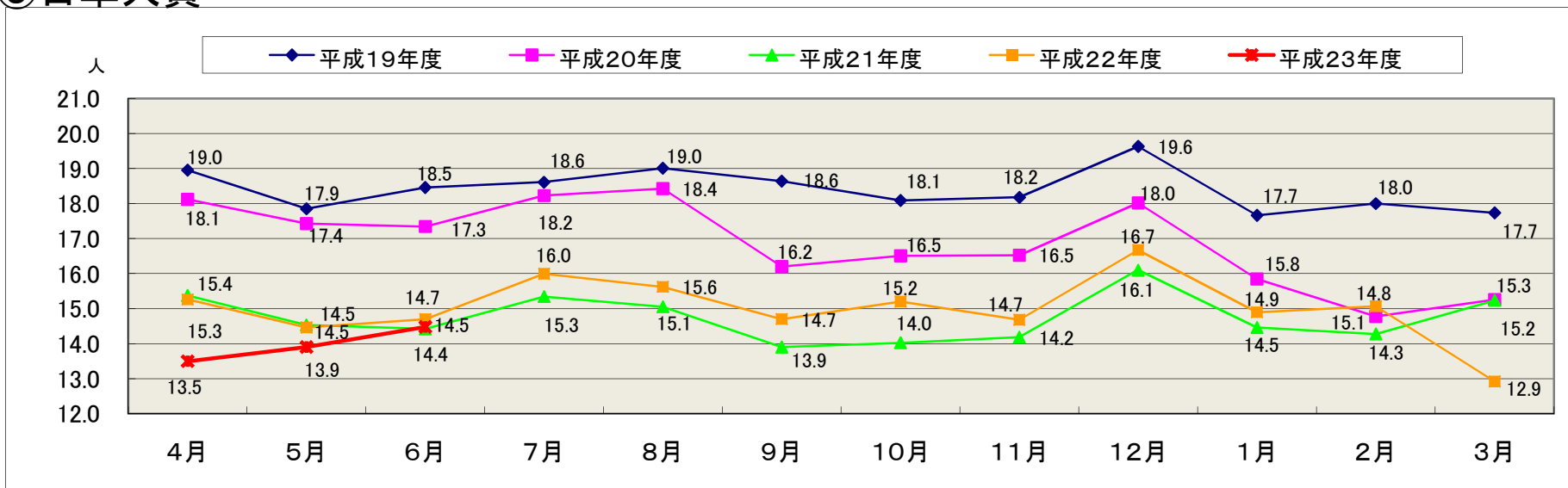


## ②日車実車キロ

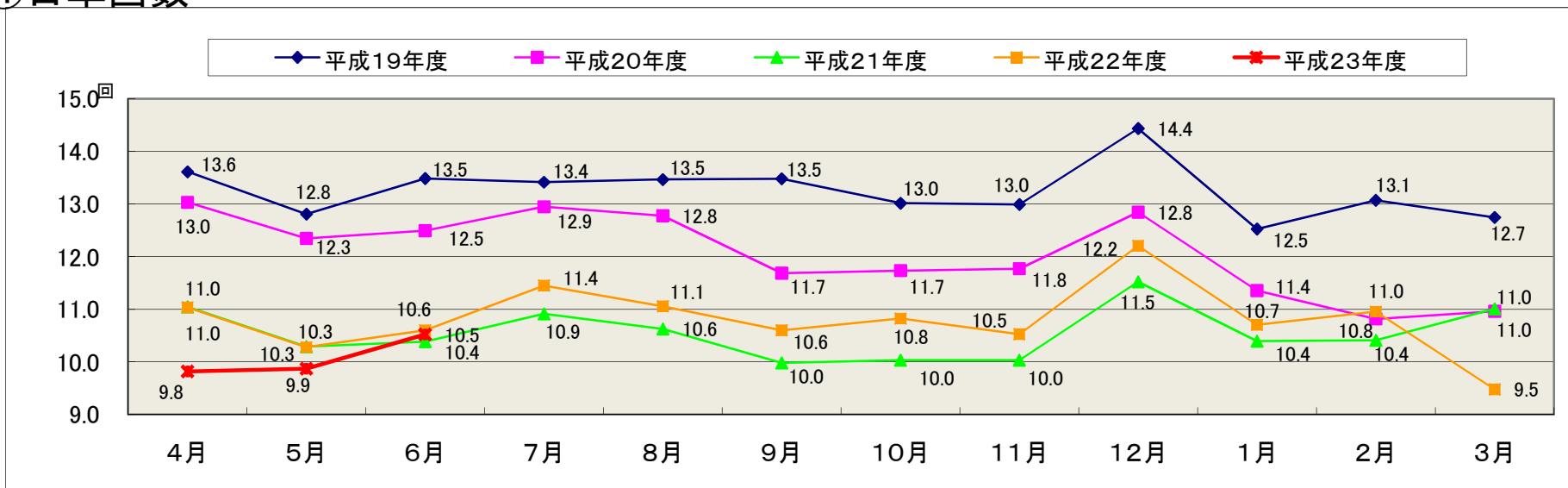


# 中・西毛交通圏の実績の推移について(2/2)

## ③日車人員

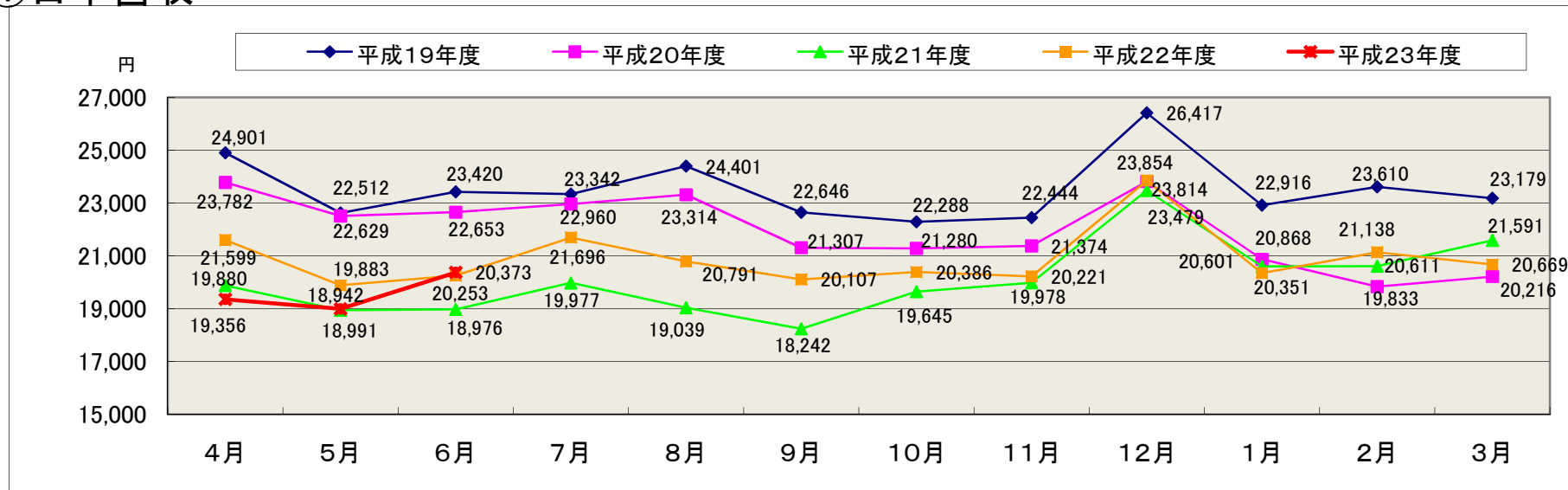


## ④日車回数

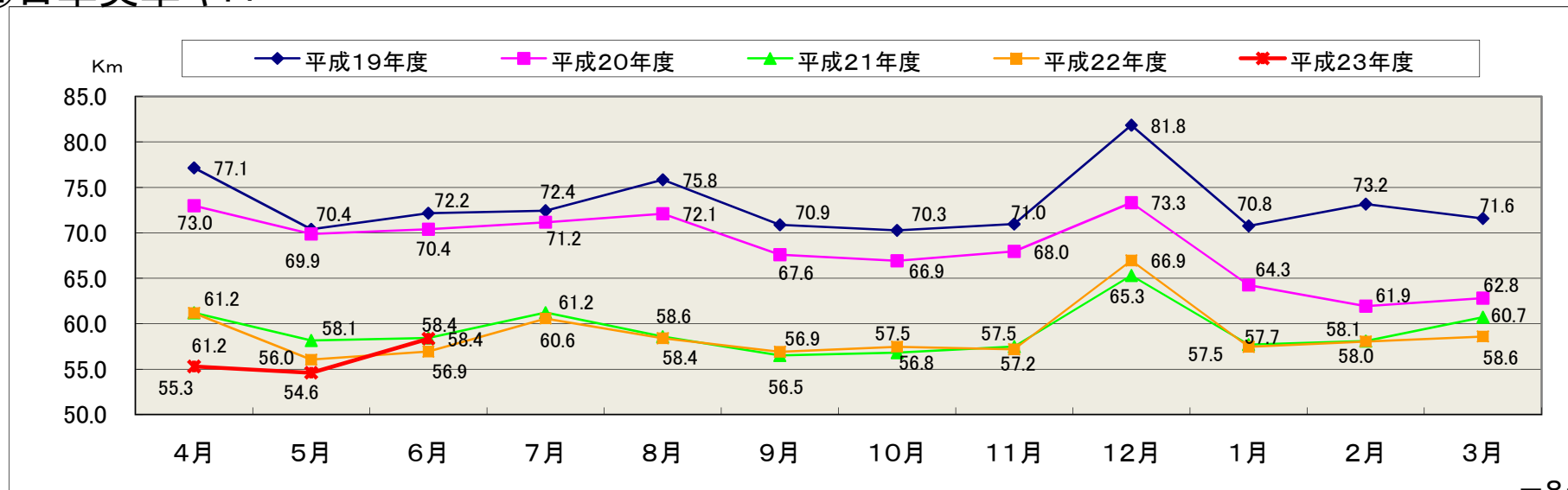


# 東毛交通圏の実績の推移について(1/2)

## ①日車營收

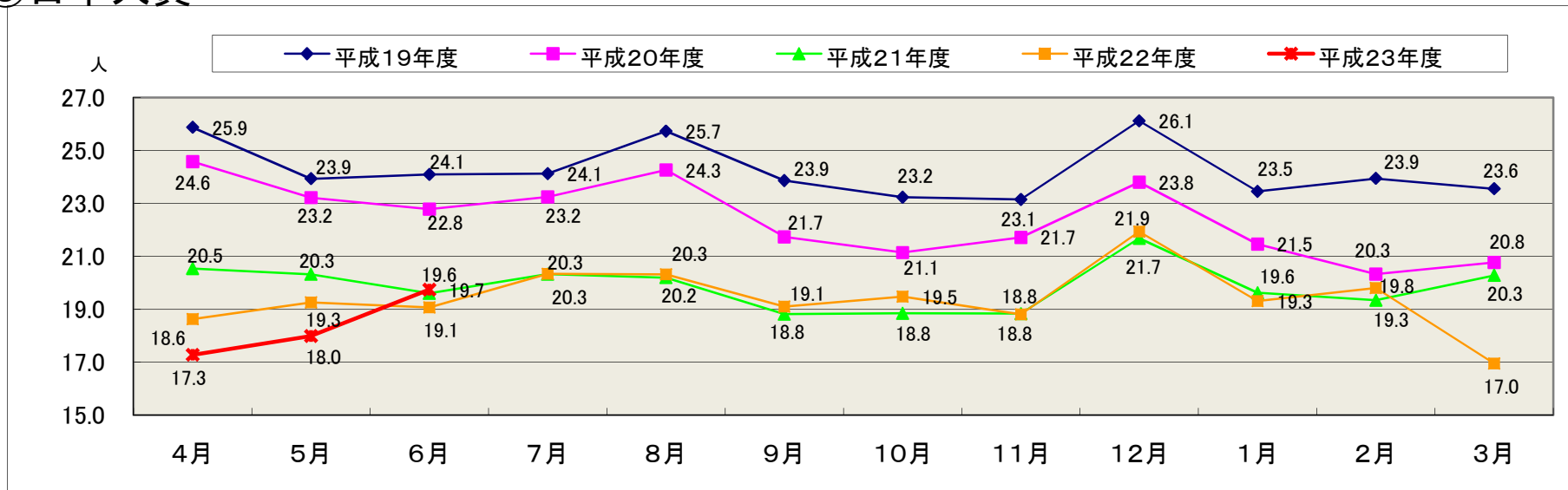


## ②日車実車キロ

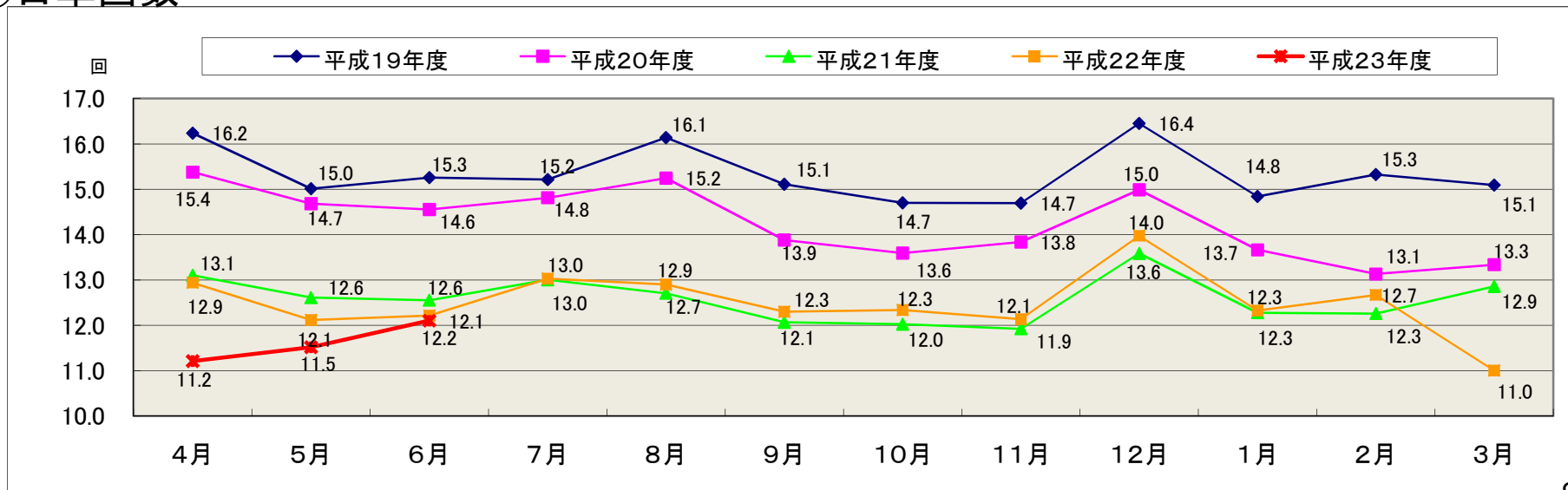


# 東毛交通圏の実績の推移について(2/2)

## ③日車人員



## ④日車回数



# 現時点における供給力の削減(減休車)による影響

## <共通>

- 平成23年3月～5月の実績については、東日本大震災の影響等により、昨年度同時期と比較すると概ね低下
- 本年6月においては、日車營收・日車実車キロ・日車人員・日車回数は前年同月の水準まで増加

## 中・西毛交通圏

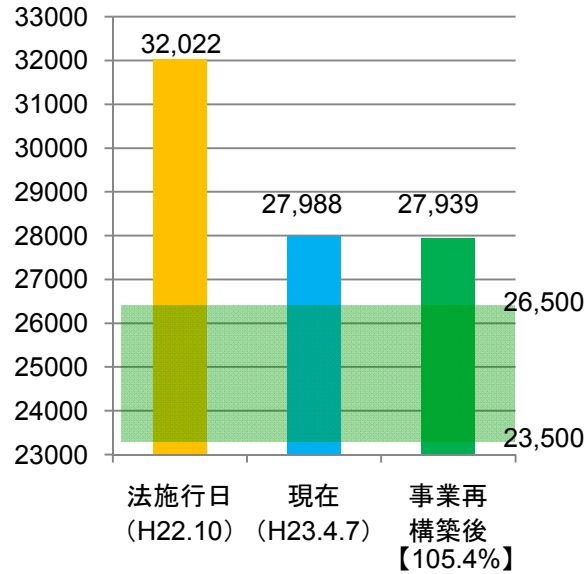
- 平成22年度の日車營收は前年度比で530円増加したが、東毛交通圏の増加額833円と比較した場合、増加額は低い
- 基準日である平成21年7月16日からの減車率は7.7%であり、適正車両数と大幅に乖離

## 東毛交通圏

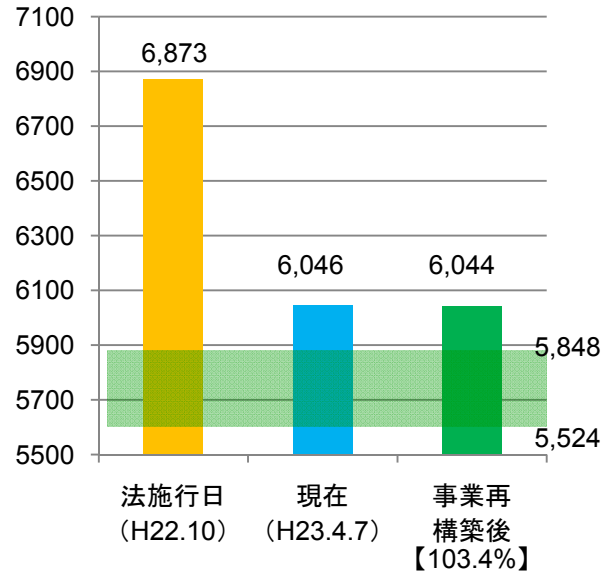
- 平成22年度の日車營收は前年度比で増加するなど、供給力の削減は必ずしも營業収入の減少に繋がっていない
- 平成21年度に22両、平成22年度に14両と削減が行われ、基準日である平成20年7月10日からの減車率は12.6%

# 供給力削減状況

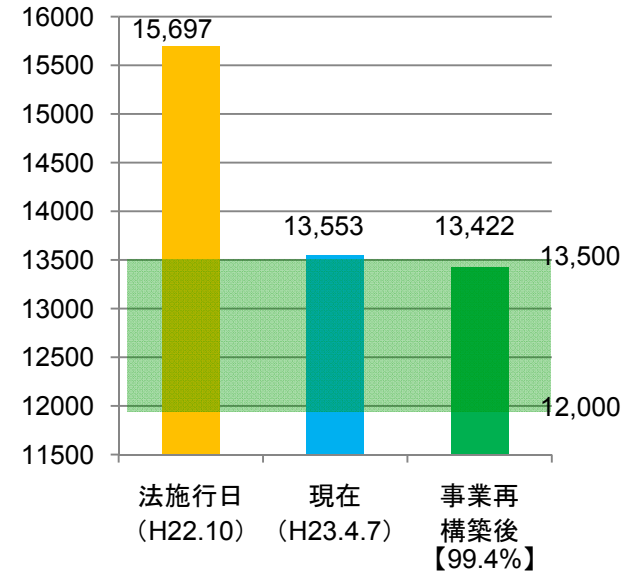
東京都特別区・武三交通圏



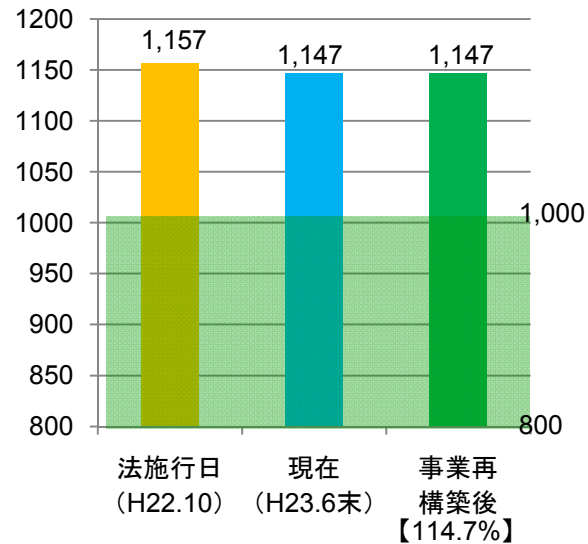
名古屋交通圏



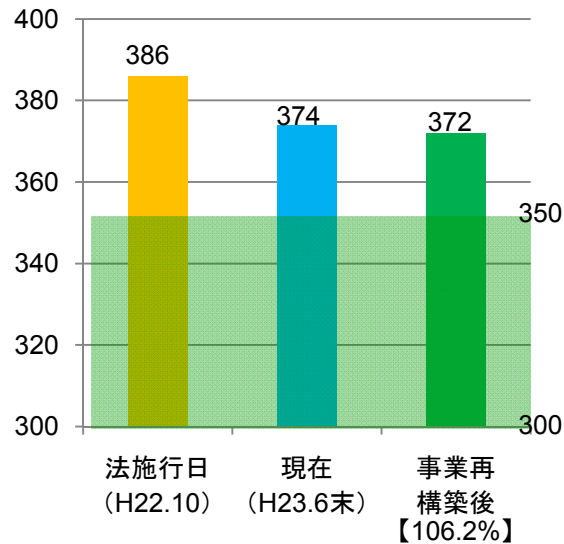
大阪市域交通圏



中・西毛交通圏



東毛交通圏

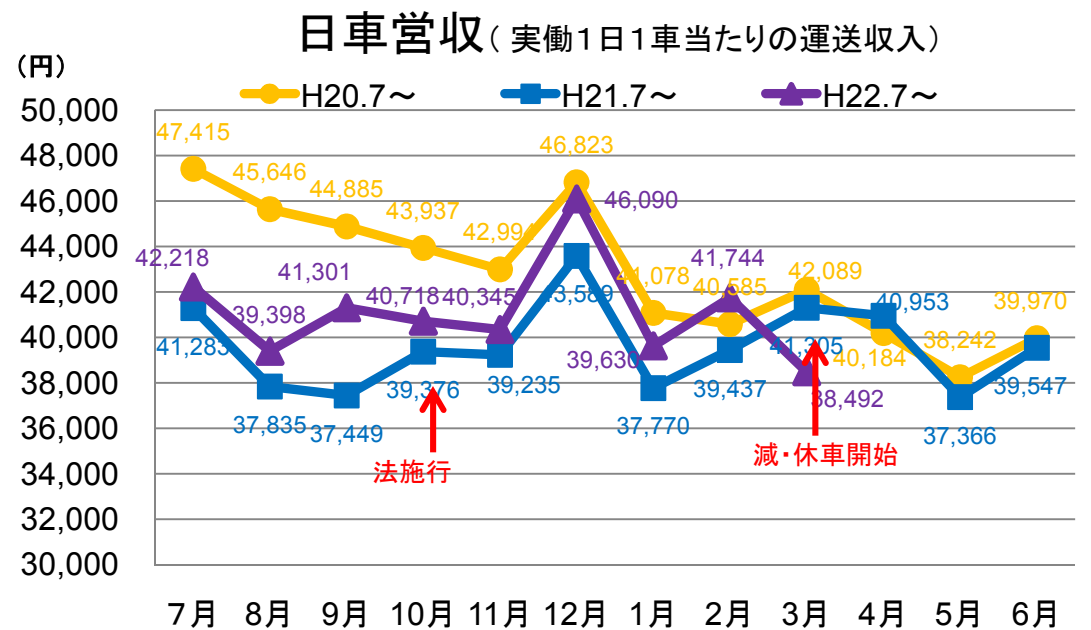
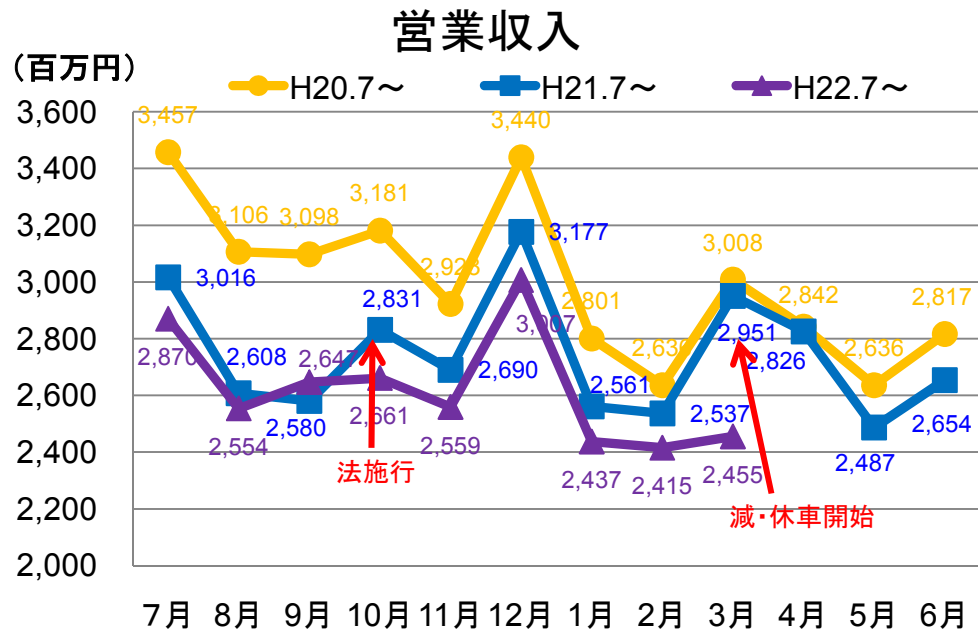
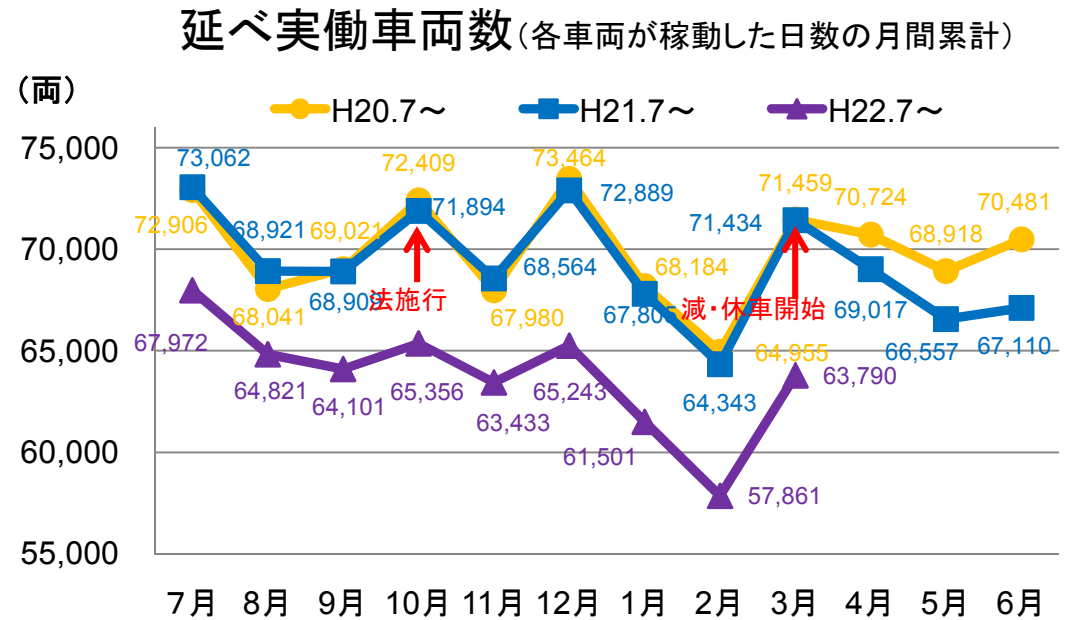
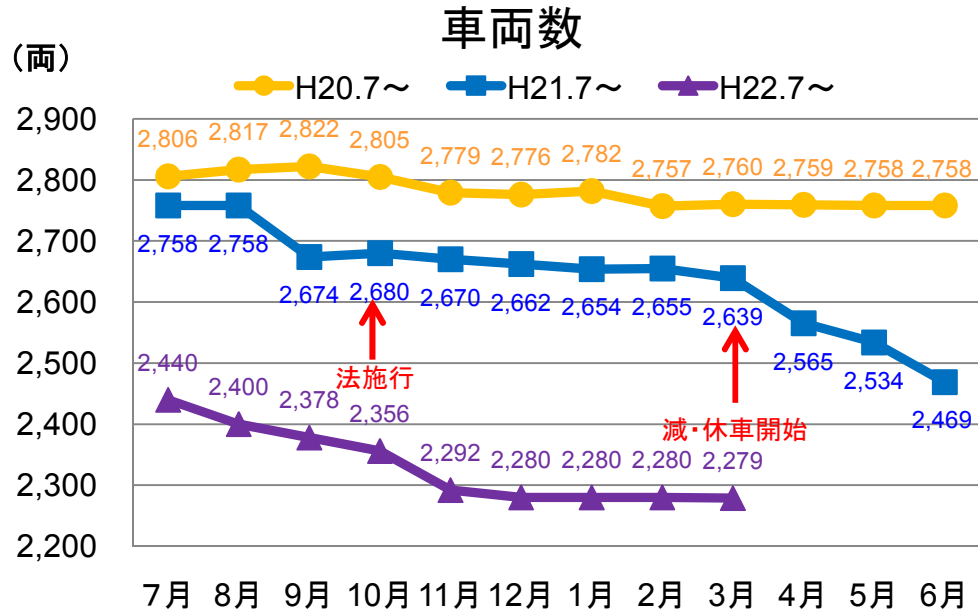


※1 ……タクシー適正化・活性化法の  
 附帯決議を踏まえ、需給調整を実施していた際の手法により算定し、協議会で示された適正車両数の上限と下限

※2 【 】内の数値は、  
 「事業再構築後の台数÷適正車両数の上限 × 100」

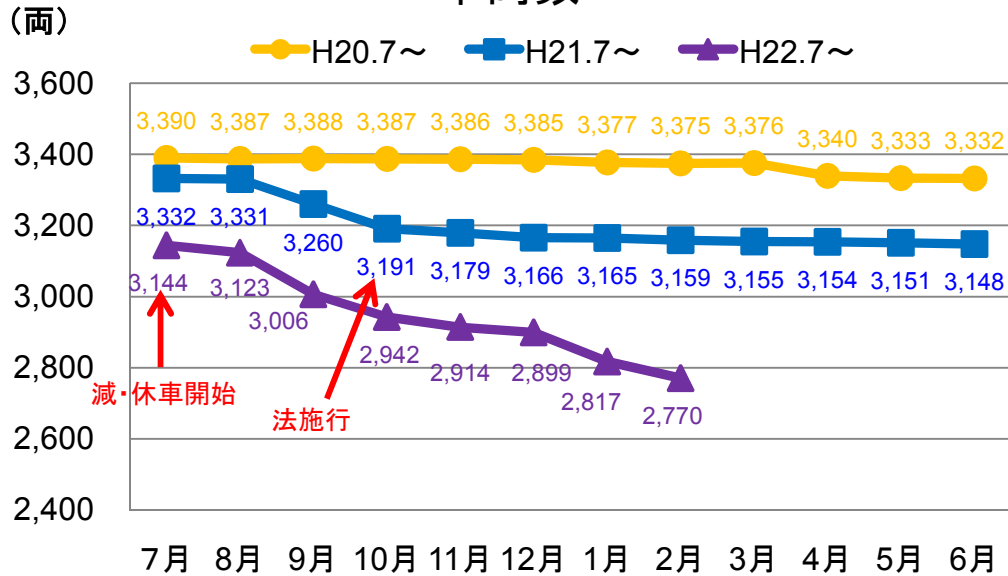


# 東京都特別区・武三交通圏の状況について（原計事業者33者実績）

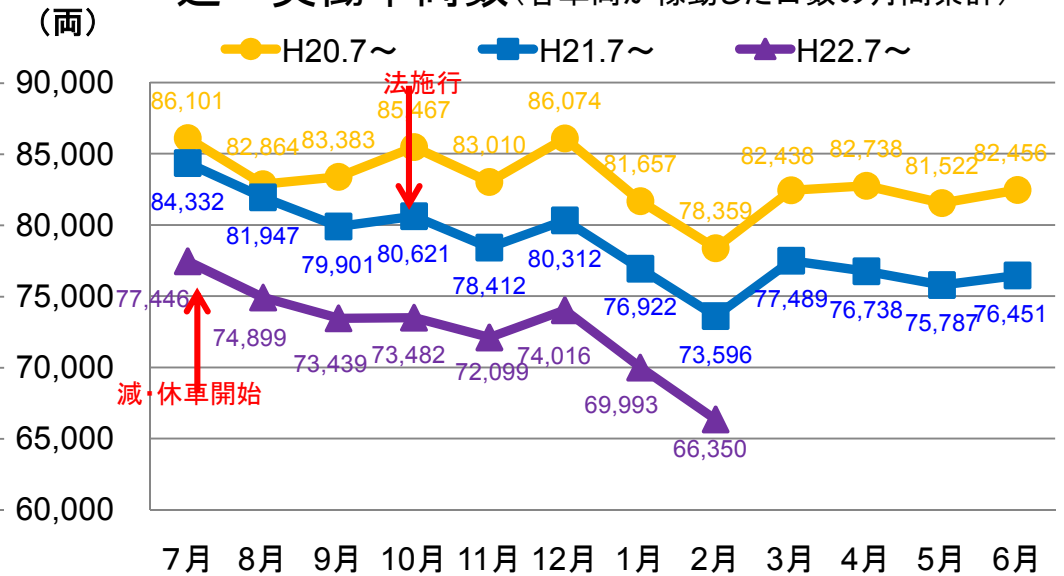


# 大阪市域交通圏の状況について（原計事業者28者実績）

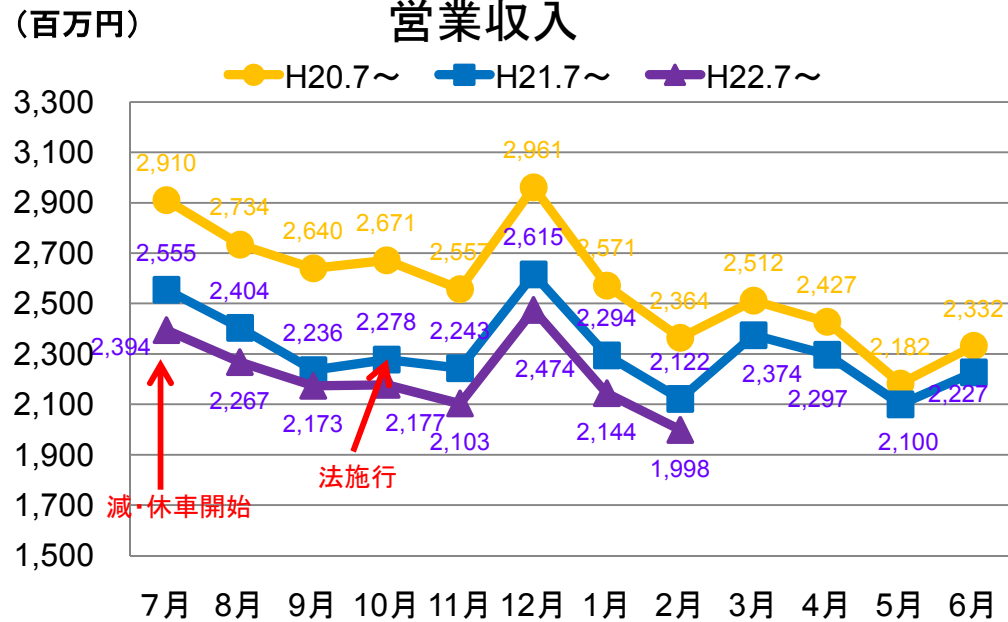
## 車両数



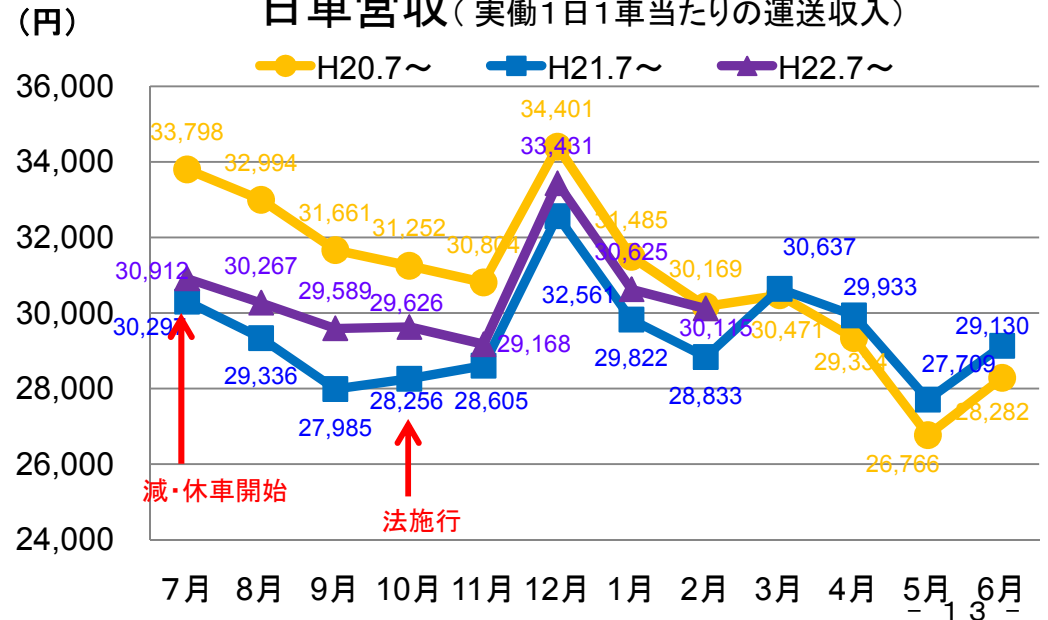
## 延べ実働車両数(各車両が稼動した日数の月間累計)



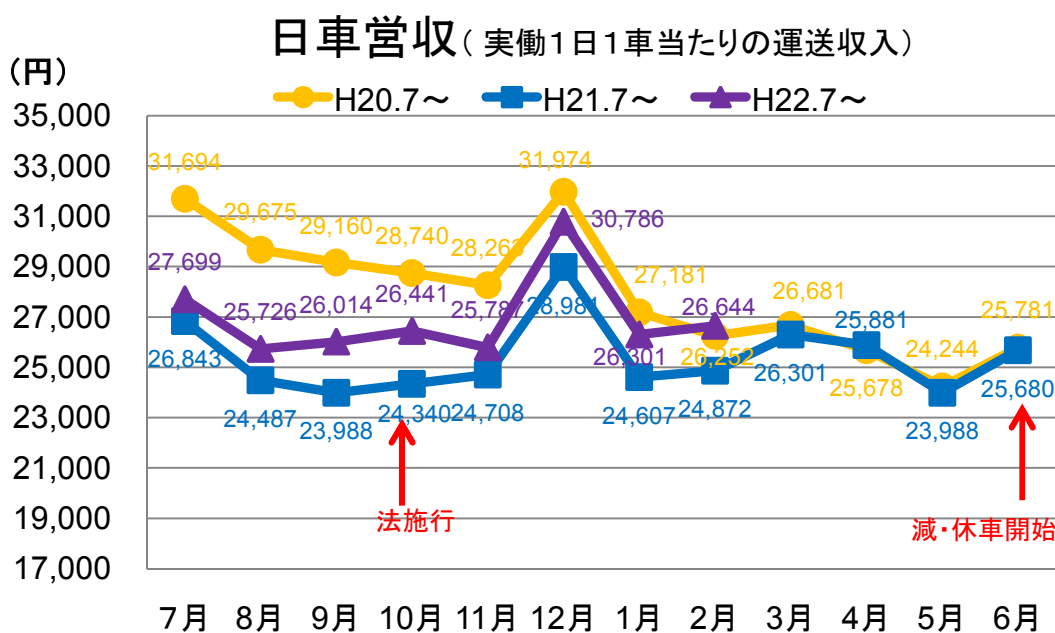
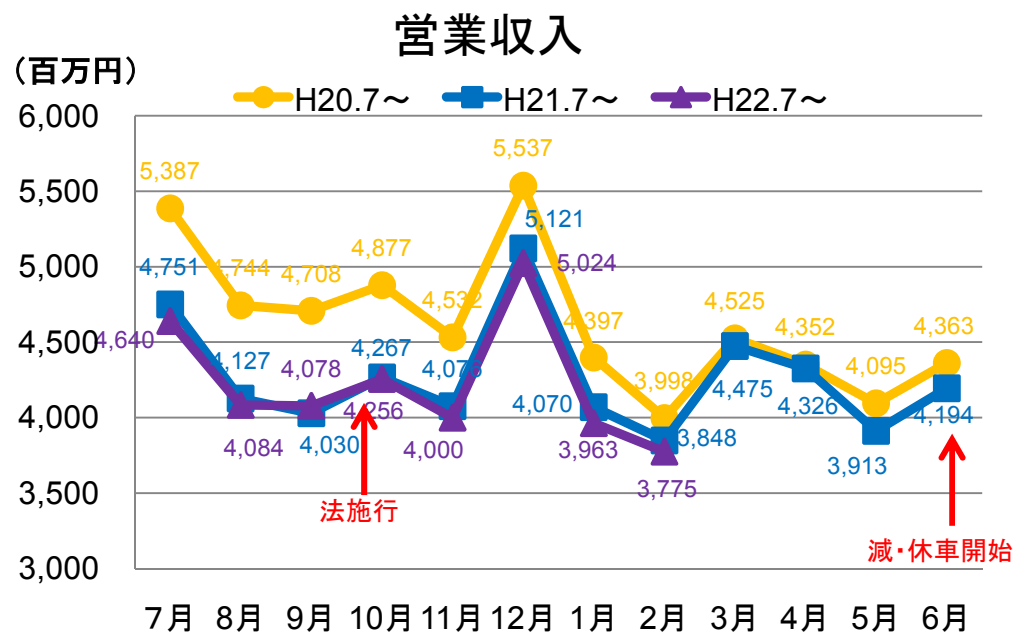
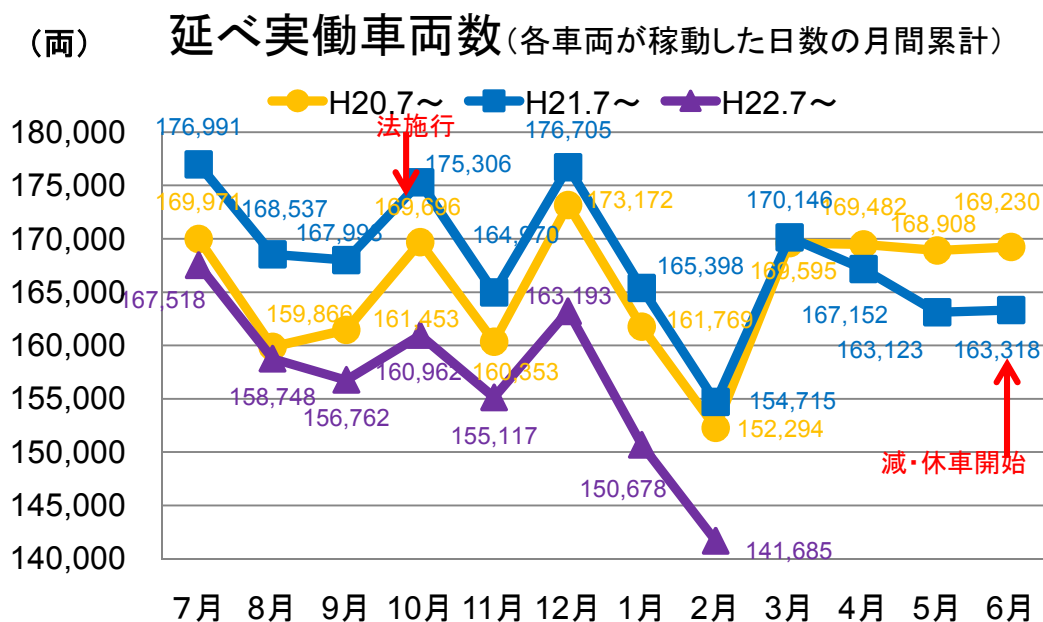
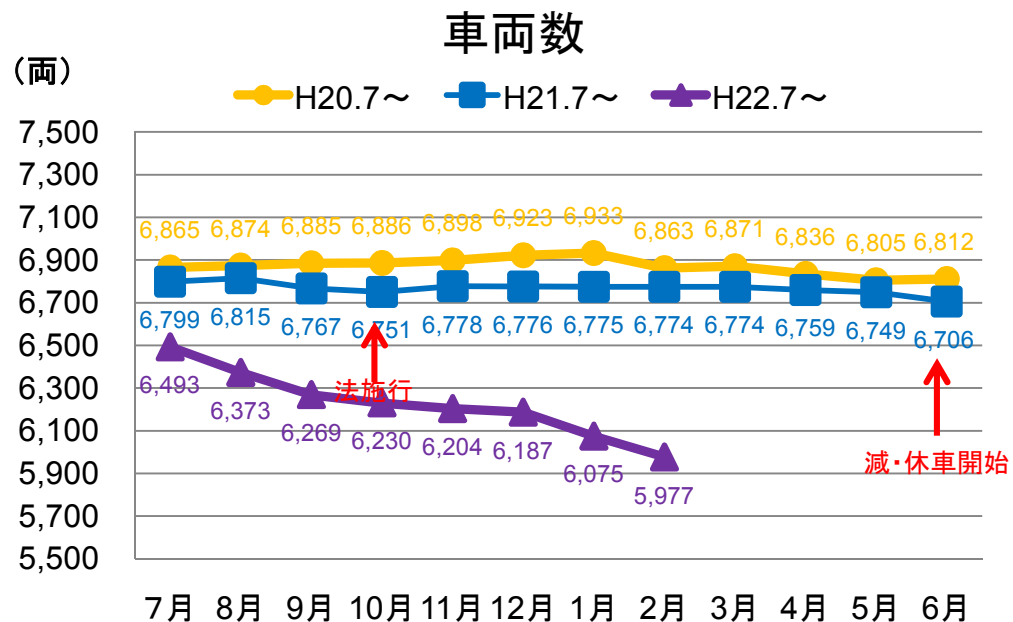
## 営業収入



## 日車営収(実働1日1車当たりの運送収入)

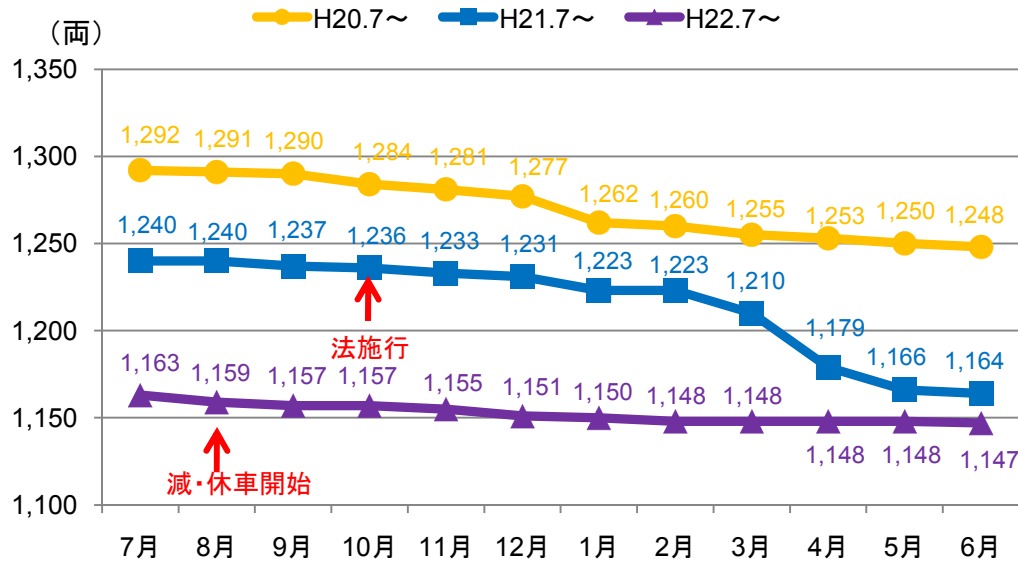


# 名古屋交通圏の状況について（協会加盟92者実績）

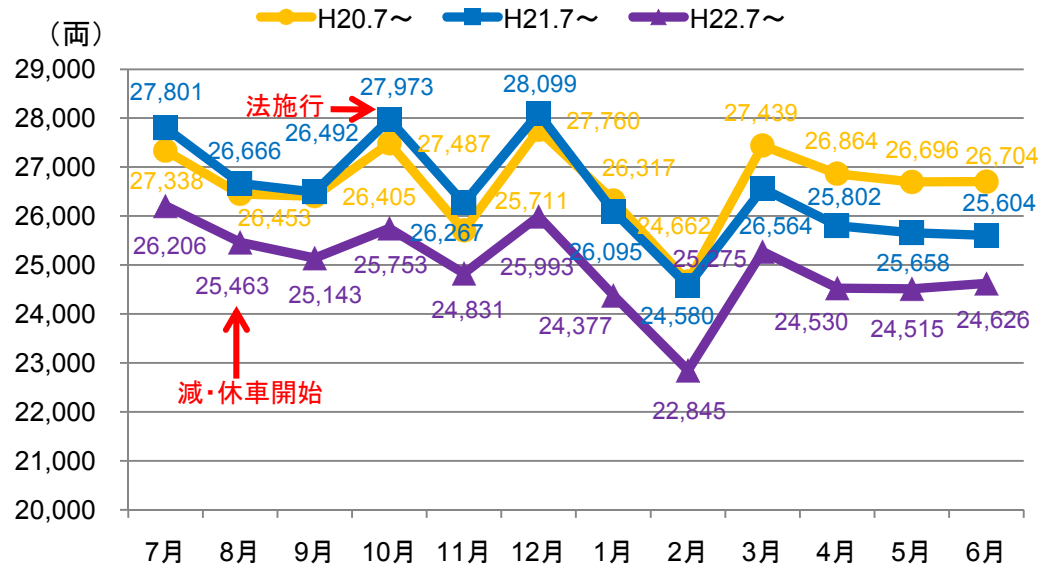


# 群馬県中・西毛交通圏の状況について

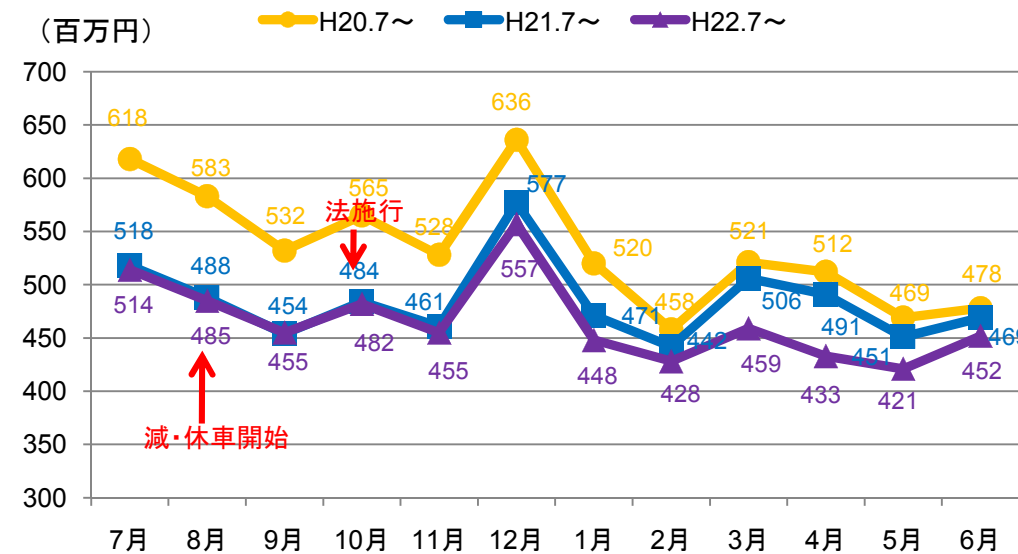
## 車両数



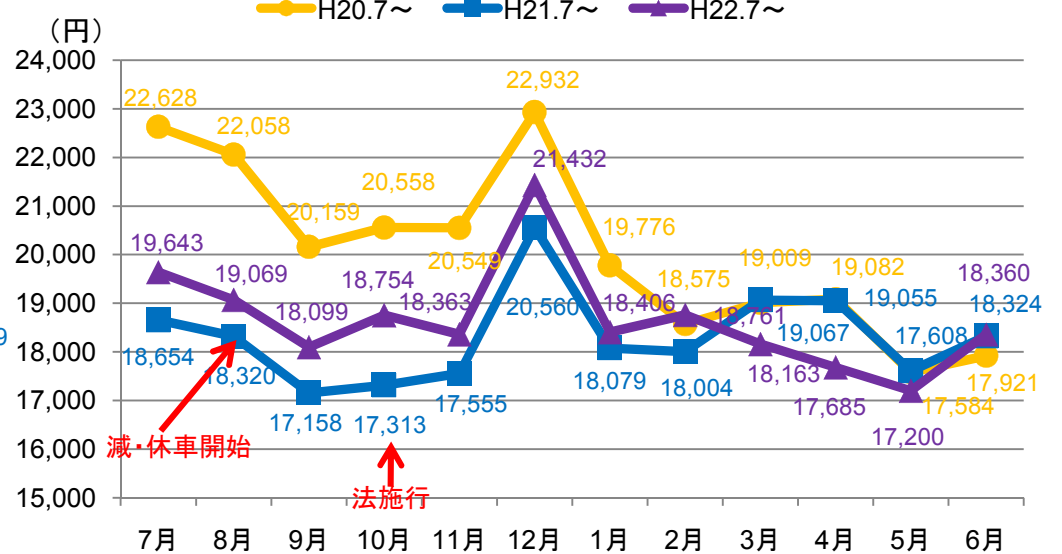
## 延べ実働車両数 (各車両が稼動した日数の月間累計)



## 営業収入

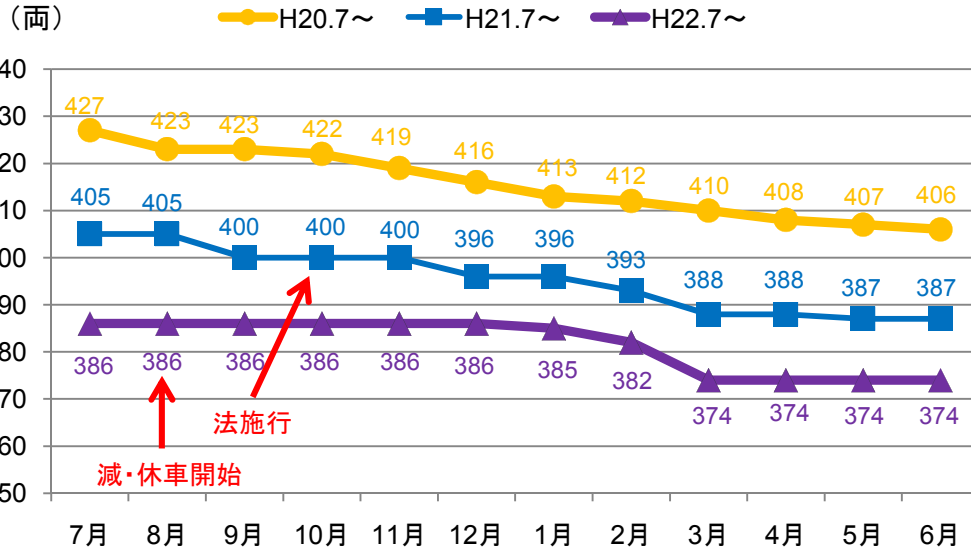


## 日車営収 (実働1日1車当たりの運送収入)

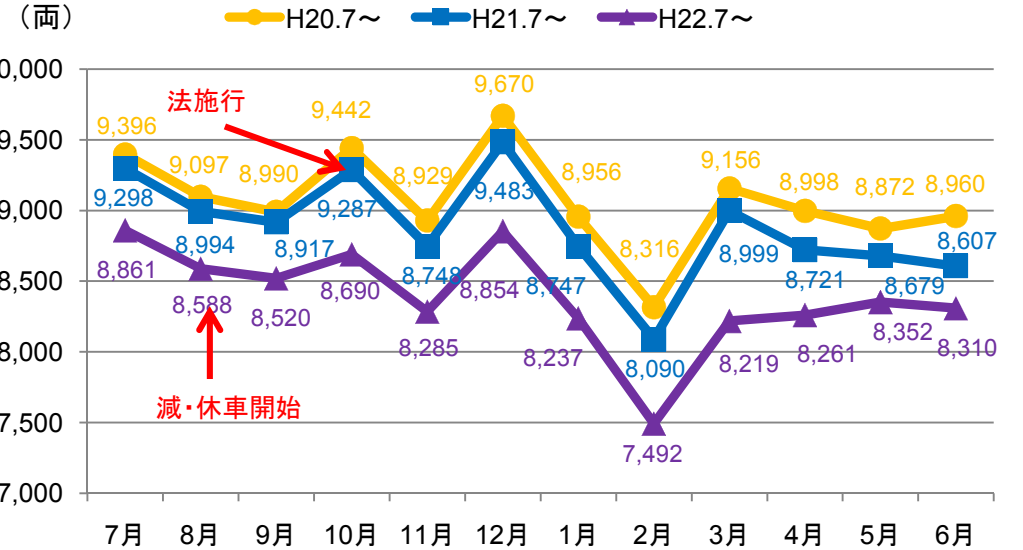


# 群馬県東毛交通圏の状況について

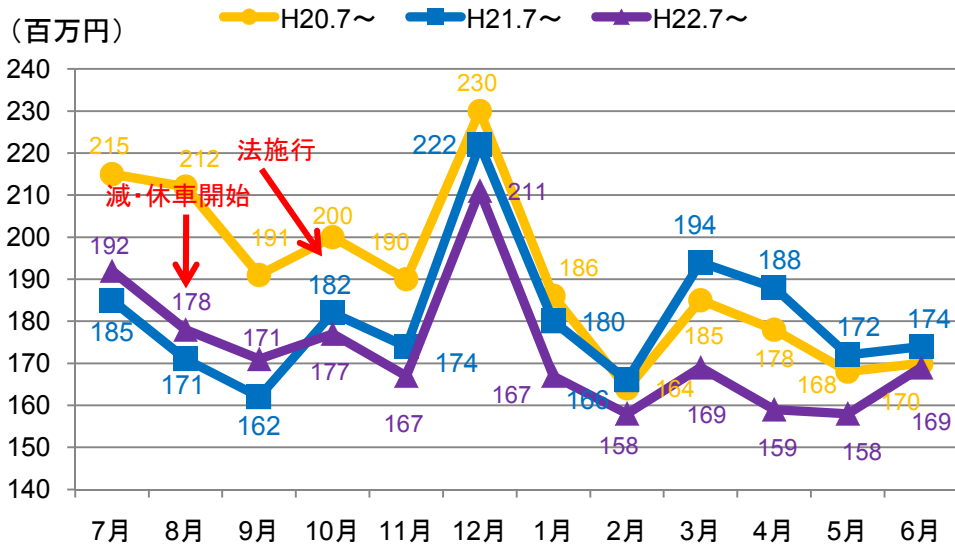
## 車両数



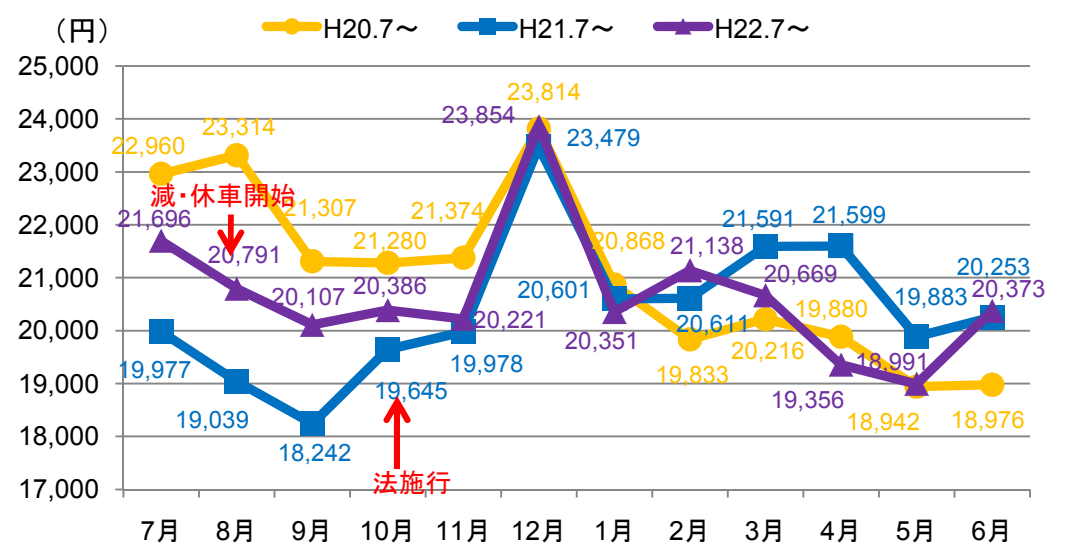
## 延べ実働車両数(各車両が稼動した日数の月間累計)



## 営業収入



## 日車営収(実働1日1車当たりの運送収入)



第6回 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会  
東 毛交通圏タクシー特定地域協議会

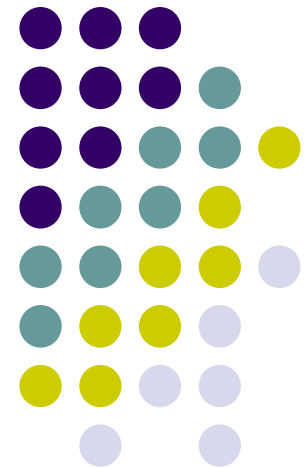
## タクシー事業者の主な取り組みについて

---

平成23年7月22日

群馬県ハイヤー協会

<http://www.gunmaken-taxi.com/>



# 県内からの「羽田・成田定額タクシー」について

中・西毛交通圏

## 東京国際空港(羽田)

高崎市内から

認可日：平成22年9月22日

・Aコース(高速道路使用):133.5km

高崎市～上信越道藤岡IC～関越道～(大泉JCT)  
～東京外環道～(美女木JCT)～首都高～(板橋JCT)  
～東京国際空港(羽田)

・Bコース(高速道路及び一般道使用):122.1km

高崎市～上信越道藤岡IC～関越道～練馬IC  
～一般道～(護国寺ランプ)首都高～東京国際空港

前橋市内から

認可日：平成22年12月9日

・Aコース(高速道路使用):137.9km

前橋市～北関東道～関越道～(大泉JCT)  
～東京外環道～(美女木JCT)～首都高～(板橋JCT)  
～東京国際空港(羽田)

・Bコース(高速道路及び一般道使用):126.5km

前橋市～北関東道～関越道～練馬IC～一般道  
～(護国寺ランプ)首都高～東京国際空港

### Aコース<高崎～羽田>

車種区分	定額運賃	深夜早期割増適用運賃	障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃	深夜早期割増及び障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃
大型車	40,000～42,000円	48,000～51,000円	36,000～37,800円	43,200～45,900円
普通車	40,000円	48,000円	36,000円	43,200円

### Bコース<高崎～羽田>

車種区分	定額運賃	深夜早期割増適用運賃	障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃	深夜早期割増及び障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃
大型車	36,000～39,000円	44,000～47,000円	32,400～35,100円	39,600～42,300円
普通車	36,000円	44,000円	32,400円	39,600円

### Aコース<前橋～羽田>

車種区分	定額運賃	深夜早期割増適用運賃	障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃	深夜早期割増及び障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃
大型・普通車	41,000円	49,000円	36,900円	44,100円

### Bコース<前橋～羽田>

車種区分	定額運賃	深夜早期割増適用運賃	障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃	深夜早期割増及び障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃
大型・普通車	37,000円	45,000円	33,300円	40,500円

## 新東京国際空港(成田)

前橋市内から

認可日：平成23年2月3日

・(高速道路使用):184.1km

前橋市～北関東道～関越道～(大泉JCT)  
～東京外環道～(川口JCT)～首都高～東関東道  
～東京国際空港(羽田)

### <前橋～成田>

車種区分	定額運賃	深夜早期割増適用運賃	障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃	深夜早期割増及び障害者割引・運転免許返納者割引適用運賃
大型・普通車	55,000円	66,000円	49,500円	59,400円



# 「駅から観タクン」の実施について

中・西毛交通圏

鉄道を利用して駅に降りた利用者が、観光バスやレンタカーでは訪れることが出来なかった観光名所・史跡などを定額で設定されたタクシー運賃を利用することにより、安心して手軽に観光できるよう、地元のタクシー事業者と東日本旅客鉄道株式会社が連携して商品化したもので、平成21年4月の高崎駅発を皮切りに、群馬県内JR全4駅にて運行を開始している。2時間で運賃は5,800円から。

## 高崎駅<平成21年4月運行開始>

- ①高崎名所巡り(県庁他)、
- ②古墳文化と神秘のシルク体験コース
- ③人気のラスク・ガトーフェスタハラダコース
- ④パワースポットの最高峰・榛名神社コース
- ⑤みさと芝桜公園コース【季節限定】
- ⑥スイーツ満喫コース【季節限定】



## 沼田駅<平成22年4月運行開始>

- ①自然の神秘 吹割の滝コース【季節限定】
- ②たんばらラベンダーコース【季節限定】

## 渋川駅<平成22年4月運行開始>

- ①日本三大うどん水沢と伊香保石段散策コース
- ②あかぎのイチゴ狩りと白井宿コース【季節限定】
- ③おもちゃと人形自動車博物館・ぶどう狩りコース【季節限定】

## 前橋駅<平成22年9月運行開始>

- ①前橋名所巡り1コース(県庁他)
- ②前橋名所巡り2コース(朔太郎記念館他)
- ③柳生新陰流生誕の地上泉伊勢の守コース
- ④T-1グランプリ優勝TONTONのまちおすすめコース
- ⑤1万4000株のあじさいコース【季節限定】
- ⑥バラとスイーツコース【季節限定】



## 上毛高原駅<平成22年4月運行開始>

- ①わくわく体験 法師温泉コース
- ②わくわく体験 フルーツランドコース【季節限定】



# 観光タクシーネットワーク「ちいたく」の運行について

【運行開始日】 平成22年10月23日



群馬県の主要駅と人気温泉地をつなぐ広域ネットワーク「ちいたく」。2つの地点(乗車・降車地)は異なるルートから選ぶことができる。

## 【運行開始までの経緯】

高崎市、渋川市、中之条町、みなかみ町、前橋市及び各市町観光協会、JR東日本高崎支社、前記地区タクシー事業者、関係事業者が協議会にて、議論、協議を重ね運行開始に至る。

群馬県を訪れる観光客が、タクシーを乗り継ぐことでスムーズな観光地間の移動を可能にし、県内観光スポットを満喫してもらうとともに、更なる誘客に繋げることを目的に実施。

## コース

【時間・運賃】 2時間 : 8,800円  
2.5時間 : 11,000円

### 全10ルート

【わくわく 榛名コース】	高崎駅 ⇨ 榛名神社 ⇨ 榛名湖 ⇨ 伊香保温泉
【つるつる 水沢コース】	高崎駅 ⇨ 水澤うどん ⇨ 水澤観世音 ⇨ 伊香保温泉
【うきうき 渋川コース】	伊香保温泉 ⇨ 群馬ガラス工芸美術館 ⇨ 道の駅「おのこ」⇨ 四万温泉
【きらら 中之条コース】	伊香保温泉 ⇨ 中之条町つむじ(ふるさと交流センター) ⇨ 四万湖 ⇨ 歐穴群 ⇨ 奥四万ダム ⇨ 四万温泉
【ほかほか みなかみコース】	四万温泉 ⇨ 中之条町つむじ(ふるさと交流センター) ⇨ 道の駅水紀行館 ⇨ 水上温泉
【さらさら 四万コース】	四万温泉 ⇨ 欧穴群 ⇨ 道の駅月夜野矢瀬親水公園 ⇨ 水上温泉
【ぶらぶら 子持コース】	水上温泉 ⇨ 月夜野びーどろパーク ⇨ 道の駅こもち&白い宿 ⇨ 伊香保温泉
【どきどき 月夜野コース】	水上温泉 ⇨ 道の駅月夜野矢瀬親水公園 ⇨ 大理石村ロックハート城 ⇨ 伊香保温泉
【しみじみ 敷島コース】	前橋・新前橋駅 ⇨ 敷島公園(朔太郎記念館・ばら園) ⇨ 水澤観世音 ⇨ 伊香保温泉
【とくとく 赤城コース】	前橋・新前橋駅 ⇨ 道の駅ふじみ ⇨ 聖酒造 ⇨ 伊香保温泉



# EV(電気自動車)タクシーの導入計画について

中・西毛・東毛交通圏

## 環境負荷の少ない車両の導入

(低公害車普及促進対策費補助金の活用)

自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多く占める自動車運送事業者の次世代自動車の導入を支援するもの。



補助事業名:低公害車普及促進等対策費補助金

補助対象事業:次世代自動車の導入

(電気自動車、CNG自動車、ハイブリット自動車等の導入)

補助対象事業者:運送事業者等

要件、補助率:要綱による。

※参考:<平成22年度、電気自動車タクシー補助金交付額、1台 781,000円>

社団法人全国乗用自動車連合会も国と協調補助することで導入を支援。

### 《平成22年度導入状況》

中西毛交通圏 …… 3社、10両

東毛交通圏 …… 1社、2両

### 《平成23年度導入予定状況》

中西毛交通圏 …… 1社、1両



# タクシー運賃と自家用自動車に必要な諸費用との比較

## タクシー運賃(群馬県A地区)

### <普通車>

初乗り: 2km 710円  
加算額: 301m 90円

### <小型車>

初乗り: 2km 690円  
加算額: 310m 90円

タクシー運賃  
1日あたりに  
換算すると...

普通車・約5.6km、  
小型車・約5.7kmの  
毎日の乗車が可能

普通車・約4.1km、  
小型車・約4.2kmの  
毎日の乗車が可能

## 自家用自動車諸費用(5年間)

単位(円)

費用一覧		普通自動車 (1300cc程度)	軽自動車
車両本体価格		1,500,000	1,000,000
購入時諸費用	自動車税・取得税・重量税・消費税等	200,000	130,000
	自賠償保険(3年)	30,910	25,730
	任意保険(1年)	80,000	80,000
2年目経費用	自動車税・任意保険	114,500	87,200
3年目経費用	自賠償・任意保険・自動車税・重量税・車検費用	260,000	230,000
4年目経費用	自動車税・任意保険	114,500	87,200
5年目経費用	自賠償・任意保険・自動車税・重量税・車検費用	260,000	230,000
5年間の燃料費(年間10,000km走行と想定)	【普通車の想定】 ・燃費: 1ℓあたり15km ・価格: 1ℓあたり140円	10,000km÷15km×140円 ×5年間 = 466,670円	10,000km÷15km×140円 ×5年間 = 350,000円
	【軽自動車の想定】 ・燃費: 1ℓあたり15km ・価格: 1ℓあたり140円	466,670	350,000
その他費用(修理代・オイル代・タイヤ代等)		100,000	100,000
計(単位:円)		3,126,580	2,320,130

○普通自動車1日あたり:  $3,126,580円 \div (365日 \times 5年)$   
= 1,713円

○軽自動車1日あたり:  $2,320,130円 \div (365日 \times 5年)$   
= 1,271円

# タクシーサービスの活性化について

中・西毛・東毛交通圏

さらに良質なサービスを提供するために「接客マナー」講習の開催

## 高崎地区

日時:平成22年11月15・16・17日、(各日)2時間  
参加者及び対象者:高崎地区ハイヤー協議会  
15事業者、乗務員 合計522名  
講習内容:「接客マナー研修」(外部講師に依頼)  
※同時開催:交通事故防止に係る講話(高崎警察署交通課)  
ぐんまDCについて(高崎市観光課)  
認知証について(高崎市長寿社会課)



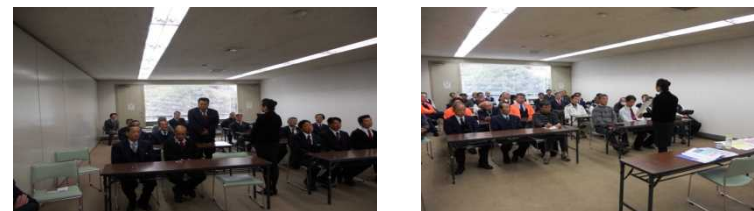
## 前橋地区



日時:平成23年5月17・18・19日、(各日)2時間  
参加者及び対象者:前橋地区ハイヤー協会、  
11事業者、乗務員合計413名  
講習内容:「接客マナー研修」(外部講師に依頼)  
※同時開催:ぐんまDCについて(前橋市観光コンベンション協会)

## 館林地区

日時:平成23年2月23・24日、(各日)2時間  
参加者及び対象者:県ハイヤー協会館林地区  
5事業者、乗務員合計120名  
講習内容:「接客講習」(外部講師に依頼)



## 太田地区

日時:平成22年11月29・30日、(各日)2時間  
参加者及び対象者:県ハイヤー協会太田地区  
8事業者、乗務員合計150名  
講習内容:「マナーアップ研修」(外部講師に依頼)  
※同時開催:タクシー乗務員が薦める観光スポットについて  
→「太田観光マップ」作成

第6回 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会  
東 毛交通圏タクシー特定地域協議会

平成23年4月13日付け通達  
「特定地域におけるタクシー事業者の経営状況  
等に関する調査・監査の実施について」について

平成23年7月22日

関東運輸局 群馬運輸支局

国自安第 42 号  
国自旅第 34 号  
平成 23 年 4 月 13 日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局安全政策課長  
自動車交通局旅客課長  
(公印省略)

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の  
実施について

タクシー事業については、長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加などにより収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 10 月より施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣が供給過剰の進行等の問題が見られる地域として指定する特定地域においては、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、タクシー事業者が特定事業と相まった事業再構築を定め、供給輸送力の減少、経営の合理化に取り組んでいるところである。

今般、同法附帯決議における「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」の趣旨を踏まえ、下記のとおり調査・監査を実施することとしたので、対応されたい。

また、本調査・監査を円滑かつ効率的に実施するため、地域の実情を踏まえ、貴局において必要と判断する場合には、調査票送付前にヒアリング等を実施されたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

## 1. 輸送部門における対応

- (1) 協議会に参加しない事業者及び減車等に協力しない事業者など調査の対象となる事業者リストを作成すること。  
なお、減車等が進んでいない特定地域においては、原則として当該地域内の全事業者を対象とすること。
- (2) 当該対象事業者に対しては、道路運送法第 94 条第 1 項に基づき、調査票(別紙様式を参照の上、貴局において作成すること。)を送付し、30 日程度の報告期限を設け、必要事項を記入の上、報告するよう指示すること。  
なお、当該調査票については、最低直近の 1 ヶ月分を記入させること。
- (3) 報告された当該調査票については、収支状況を確認するとともに、乗務距離の最高限度(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第 22 条により指定する地域に限る。)の遵守状況や拘束時間の遵守状況について精査すること。
- (4) 当該調査票を基に対面調査を実施すること。  
なお、当該対面調査に当たっては、当該調査票の記入事項の根拠となる資料(乗務記録(運輸規則第 25 条第 3 項に規定する記録)、点呼記録(運輸規則第 24 条第 3 項に規定する記録)及びその他資料)について、当該調査票の対象となる期間分を用意するよう指示すること。
- (5) 調査の結果、法令違反(関連書類の未提出を含む。)の疑いが生じた場合には、具体的な法令違反の疑いの内容を精査し、調査対象事業者に当該法令違反について事実確認を行うとともに、改善指導を行うこと。
- (6) 調査結果に関係資料を添えて、監査部門に情報を提供すること。
- (7) 地域におけるタクシー事業の適正化、活性化の状況を踏まえ、輸送部門において必要と判断する場合には、本調査を定期的に繰り返し実施すること。

## 2. 監査部門における対応

監査部門においては、上記 1. (6)における情報の提供を受け、「旅客自動車運送事業の監査方針について(平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 56 号、国自旅第 124 号、国自整第 50 号)」及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 57 号、国自旅第 125 号、国自整第 51 号)」に基づき、当該事業者に対して適切な措置を講ずること。

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

実施状況を下記のとおり報告します。

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

収支状況及び輸送実績等調査票

収支計算書

平成 年 月 分

収益・原価項目・内訳・内容			金額(千円)
収益	運送収入		
	運送雑収		
	営業外収益		
合計			
運送原価	人件費	運転者人件費 (給与、手当、法定福利・厚生費等)	
		その他人件費 (運行管理者、整備管理者等)	
	小計		
	燃料油脂費	燃料費・油脂費 (LPG、ガソリン、軽油等)	
	車両修繕費	車両修繕費 (主に所有車両に係る修繕費)	
	車両償却費	車両償却費 (所有車両に係る償却費)	
	その他運送費	その他償却費 (営業所、車庫等に係る償却費)	
		その他修繕費 (営業所、車庫等に係る修繕費)	
		諸税 (自動車税、自動車重量税、その他)	
		保険料 (自賠責保険料、任意保険料、その他)	
		車両リース料 (事業用車両のリース料)	
	その他	(事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	
	小計		
	小計		
一般管理費	人件費	役員報酬 (取締役、監査役報酬)	
		その他 (役員以外の一般管理部門人件費)	
	諸税	諸税 (事業税)	
	その他経費	その他 (協会負担金、自賠責、教育実習費等)	
小計			
営業外費用	金融費用	(借入金利息、支払手形利息、等)	
	車両売却損	(事業用車両の売却による差損)	
	その他	(貸倒償却、雑支出等)	
小計			
合計			
収支差		經常	
収支率		經常	%

輸送実績等

平成 年 月 分

延実在車両数 (日車)	
延実働車両数 (日車)	
実働率 (%)	
総走行キロ (km)	
実車キロ (km)	
実車率 (%)	
輸送回数 (回)	
輸送人員 (回)	
運送収入(税引後) (千円)	
実車 <sup>*</sup> 当運送収入 (円)	
運転者1人当りの平均給与 (円)	

期首就労運転者数 (人)	
期中選任運転者数 (人)	
期中解任運転者数 (人)	

※運転者の平均給与については、期中に異動のない者について集計すること

拘束時間・走行距離の実績

平成 年 月 分

運転者名	勤務形態	乗務日数	1日当たり拘束時間			1ヶ月当たり拘束時間	1人1日当たり走行距離			支給給与
			最大	平均	最小		最大	平均	最小	
〇〇 一郎	日勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	円
	隔勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	
△△ 二郎	日勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	円
	隔勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	
………	日勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	円
	隔勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	

※拘束時間・走行距離に係る実績については、運転者全員分の実績を記載すること

※高速自動車国道及び自動車専用道路(首都高速道路株式会社の管理する自動車専用道を除く。)を利用した場合には、その距離を控除した距離で記載する。

※上記様式によらずとも、上記項目の全てを網羅した書類に替えることができる。

その他

運行記録計の装着の有無 有 無 導入年月日

※装着有の場合は、デジタル・アナログの別を○で囲って下さい デジタル アナログ

運行記録計の導入予定の有無 有 無 導入予定年月日

※ 月 日までに、運輸支局あて報告するものとする。

※以下のとおり、資料を添付すること。

・点呼記録(旅客自動車運送事業第24条第3項に規定する記録)の写し

・乗務記録(旅客自動車運送事業第25条第3項に規定する記録)の写し

・なお、報告内容について別途説明を求めるとともにその他追加資料をお願いすることがあります。

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_